平成29年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

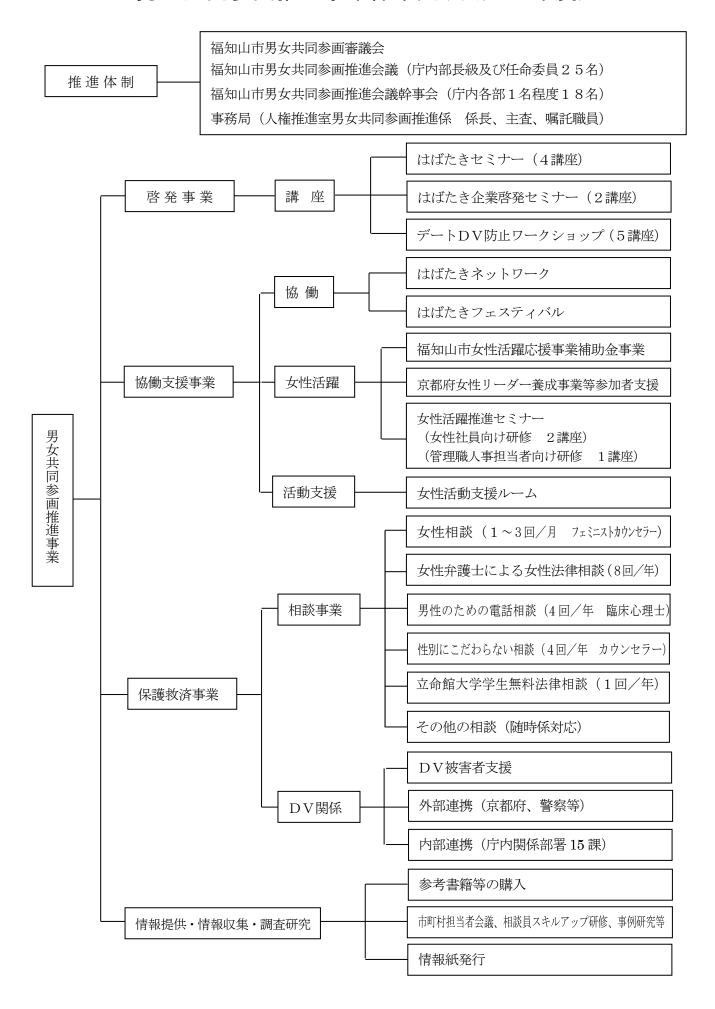
目 次

平成29年度	事業体系図・・・・・・・・・・・・・・・・1
平成29年度	事業概要・・・・・・・・・・・・4
平成29年度	男女共同参画推進にかかる事業調査結果 ・・・・・・・・・25
資料	
	への女性の参画状況調査表・・・・・・・・・・・・・・・・・35
重要項目の)数値目標に対する実績・・・・・・・・・・・・・・・39
福知山市男	引女共同参画推進条例······40
情報紙▪啓	举资料····································

年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」(平成18年10月施行)第14条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかにするものです。

男女共同参画推進事業体系図(平成29年度)



平成29年度男女共同参画審議会

男女	男女共同参画審議会(全2回)				
	日	時	平成29年7月11日(火)午後7時~9時		
1	場	所	男女共同参画センター 会議室2 8人		
1	内	容	① 平成28年度事業報告について ② 平成29年度事業計画について ③ 福知山市女性活躍応援補助金の創設について		
	日	時	平成30年2月27日(火)午後7時~9時		
	場	所	男女共同参画センター 会議室2 8人		
2	内	容	① 「印鑑登録証明書」性別欄の削除に伴う各種例規及び様式等の改定について ② 平成29年度事業実施状況について ③ 平成29年度男女共同参画推進会議幹事会の活動報告について		

平成29年度男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議(全2回)					
	日時	P成29年6月2日(金)午前10時~11時30分			
	場所	男女共同参画センター 会議室1 22人			
1	内 容	① 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ② 男女共同参画推進会議幹事会委員の任命について ③ 平成28年度事業報告について ④ 平成29年度事業計画について			
	日時	平成30年2月21日(水)午後2時~3時30分			
2	場所	男女共同参画センター 会議室1 18人			
	内 容	男女共同参画推進会議幹事会の活動報告について			

平成29年度男女共同参画推進会議幹事会

男女	共同参画推進	会議幹事会(全8回)
	日時	平成29年6月13日(火)午後2時~3時30分
1	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 15人
	内 容	① 平成29年度男女共同参画推進係の取組について
	7) 谷	② 平成29年度男女共同参画推進会議幹事会の取組について
	日時	平成29年7月12日(水)午前9時30分~11時
2	場所	男女共同参画センター 会議室2 15人
	内 容	第3次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011後期計画推進のための取組
	日時	平成29年8月23日(水)午前9時30分~11時
3	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 16人
	内 容 日 時	第3次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011後期計画推進のための取組 平成29年9月19日(火)午後2時~3時30分
4	日 時 場 所	男女共同参画センター 会議室1 16人
4	内容	第3次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011後期計画推進のための取組
	日時	平成29年10月17日(火)午後2時~3時30分
5	場所	男女共同参画センター 会議室2 17人
	内容	第3次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011後期計画推進のための取組
	日時	平成29年11月15日(水)午後2時~3時30分
6	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 16人
	内 容	第3次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011後期計画推進のための取組
	日時	平成29年12月19日(火)午後2時~3時30分
7	場 所	男女共同参画センター 会議室2 13人
	内 容	第3次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011後期計画推進のための取組
	日時	平成30年1月25日(木)午後2時~3時30分
8	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 17人
	内 容	第3次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011後期計画推進のための取組
		・男女共同参画についての理解を深める教材として、職員研修資料を作成。
		・面前DVを含む心理的虐待に注目し、子どものいる家庭への効果的な啓発方法につい
主な活動		て提案。
		・審議会等の女性比率の向上に向けての取り組みを検討するため、職員向けの意識・実験が提案となった。
		態把握アンケート調査を実施。課題を解決するための取組を検討・提案。

平成29年度男女共同参画推進事業概要

1 啓発事業

【啓発】

事業名	男女がとも	に考える「はばたきセミナー」(全4講座)
事業概要		きプラン2011後期計画」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のた場として、男女共同参画センター等でのセミナーを開催。
	開催日	平成29年6月27日(火)午後7時30分~9時
	会 場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	セクシュアリティって何だろう~性別の垣根を越えて~
第1講座	講 師	近藤 由香さん
		(NPO法人Queer and Women's Resource Center 理事)
	参加者数	4.4人
	備考	
	開催日	平成29年9月11日(月)午前10時~11時30分
	会 場	夜久野子育て支援センター プレイルーム
第2講座	テーマ	笑いヨガとわいわいトーク
第 2 神座 	講 師	CHUートレイン(中丹地域を結ぶネットワークの会)
	参加者数	3 6人
	備考	夜久野子育て支援センターと共催
	開催日	平成29年11月20日(月)午後7時~8時30分
	会 場	男女共同参画センター 会議室1
第3講座	テーマ	インターネットが及ぼす危険性~リベンジポルノから身を守るには~
カの神座	講 師	吉冨 康成さん(京都府立大学大学院教授)
	参加者数	1 9人
	備考	京都府と共催
	開催日	平成30年2月7日(水)
		【午前の部】午前10時~正午 【午後の部】午後1時30分~3時30分
	会 場	男女共同参画センター 会議室1
第4講座	テーマ	誰もが安心できる避難所づくり体験~男女共同参画の視点から防災を考えよう~
	講師	谷口 睦子さん(京都府男女共同参画センター らら京都)
	参加者数	6 0 人
	備考	はばたきネットワーク学習会と共催
成果課題	全4回の講座を開催。関係機関等と連携した広報周知を行い、テーマ別に学習機会を提供することができた。「LGBT」「固定的な性別役割分担意識の解消」「女性に対する暴力の防止」「防災」など、それぞれ集中啓発期間に実施するなど課題への意識付けとなるよう工夫をした。今後も幅広い世代への啓発となるよう、より身近なテーマで継続した啓発を行っていく。	

事業名	はばたき企	業啓発セミナー(全2講座)	
事業概要	「はばたきプラン2011後期計画」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを実施。		
	開催日	平成29年9月15日(金)午後1時30分~3時	
	会場	男女共同参画センター 会議室 1	
	テーマ	マタハラ・パタハラの起こらない職場づくりに向けて	
第1講座	講師	菅原 幸子さん(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)	
分 1 冊/主	対象者	市内企業及び事業所、市民	
	参加者数	5 3 人	
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催	
		協力:女性就業支援全国展開事業	
	開催日	平成30年2月8日(木)午後1時30分~3時	
	会 場	男女共同参画センター 会議室1	
	テーマ	誰もが働きやすい職場とは?~職場での人権研修のススメ方~	
第2講座	講師	幸田 英二さん (人権ワークショップ研究会代表)	
	対象者	市内企業及び事業所、市民	
	参加者数	2 1人	
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催	
成果課題	企業の研修担当者や人事担当者を対象に啓発した。企業向けとして開催したが、関心のある市 民の参加もあった。今後も継続して広く呼びかけ啓発していく必要がある。		

事業名	デートDV防止ワークショップ		
事業概要	「はばたきプラン2011後期計画」推進事業の一環として、市内中学校及び高校を対象としたデートDV防止ワークショップを実施。		
	開催日	平成29年6月22日(木)午後1時15分~4時05分	
	会場	福知山高校	
第1講座	テーマ	デートDV	
分 1 時/主	講師	人権学習サークルWITH YOU	
	対象者	福知山高校3年生	
	参加者数	2 3 3人	
	開催日	平成29年12月14日(木)午前9時~9時50分	
	会 場	福知山高校三和分校	
第2講座	テーマ	デートDV	
第 2 	講師	人権学習サークルWITH YOU	
	対象者	福知山高校三和分校3年生	
	参加者数	2 1 人	

	開催日	平成30年1月10日(水)~1月31日(水)
	会場	福知山成美高校
第 9 建成	テーマ	デートDV
第3講座	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	福知山成美高校1年生
	参加者数	300人
	開催日	平成30年2月9日(金)午前9時40分~12時30分
	会場	大江高校
777 4 344 F	テーマ	デートDV
第4講座	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	大江高校1年生
	参加者数	100人
	開催日	平成30年3月12日(月)午前9時50分~10時40分
	会場	大江中学校
第5講座	テーマ	デートDV
弁り 神座	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	大江中学校 3 年生
	参加者数	3 2人
成果課題	市民活動団体と協働し、若年層へのデートDV防止啓発として、市内中学生、高校生を対象としたワークショップ形式による学習機会を提供できた。受講した生徒の理解としては、個人差はあるものの、しっかりと問題を受け止めてデートDVについて考える機会となっている。今後も各学校と連携し、教職員も含めて継続した啓発を行っていく。	

【協働】

事業名	第20回はは	ずたきフェスティバル
事業概要		はばたきフェスティバル」を開催。実行委員会による企画、運営を行い、男女共同 長現に向けて参加者相互の交流を図る。
	開催日	平成30年1月21日(日)
	会場	ハピネスふくちやま
	テーマ	誰もが輝ける社会の実現のために~ともに広げよう、男女共同参画の輪~
	内 容	講演会・各種イベント
	全体会	時間:午後1時~午後3時30分場所:福知山市民ホール対象者:市民参加者数:190人 ○オープニング 福知山淑徳高校合唱部による合唱はばたきフェスティバル20年の振り返り映像 ○講演 「ジェンダー平等に向けた30年の歩み:日本とネパール」講師 山下 泰子さん(文京学院大学名誉教授)
実施内容	イベント	「おとう飯 男性のための料理教室」 時間:午前10時~午後1時 場所:栄養指導室 参加者数:17人 「バザー」 日時:午前10時~12時45分 場所:女性活動支援ルーム 「手作りコーナー」 日時:午前10時~12時45分 場所:会議室2 参加者数:124人 「絵本の読み聞かせ」 時間:午前10時~12時45分 場所:ワーキングルーム兼保育ルーム 参加者数:7人 「アニマルバルーン」 時間:午前10時~12時45分 場所:ワーキングルーム兼保育ルーム 参加者数:利子10組程度 「こころ♡ほぐしてみませんか?!」 日時:午前10時30分~11時10分 場所:会議室1 参加者数:14人 「防災ワークショップ」 日時:午前1時15分~12時30分 場所:会議室1 参加者数:50人

	イベント	「カフェ」 日時:午前10時~12時45分 場所:会議室1 利用者:100人
	展示	はばたきフェスティバル実行委員団体活動紹介 期間:1月15日(月)~2月19日(月) 場所:福知山市男女共同参画センター はばたきフェスティバル20年のあゆみ 場所:福知山市民ホール 「事前展示」 場所:福知山市男女共同参画センター、三和会館、夜久野支所、大江山食堂、鬼和味 内容:チラシ、はばたきネットワーク活動紹介、「パープルリボンの木」設置
実行委員会	·	
成果課題	実行委員会による企画、運営において、講演会・イベント事業・展示を行った。実行委員は役割を分担し、企画から広報・周知、当日の運営まで主体的に取り組みを進めることができた。今年度は、20周年という記念の年を迎え、記念展示やスライドによる振り返りを行い、参加者からは懐かしむ声も聞かれ、充実した内容となった。子ども向けのイベントも取り入れ、幅広い層の参加につなげることができた。午前の部の参加者が午後の部へつながっておらず、内容や時間割等の再検討が課題となっている。今後も、セミナー等で実施するアンケートを参考にニーズを把握して事業内容の充実を図る。	

事業名	はばたきネットワーク会議		
事業概要	男女共同参画社会の実現をめざし、市内の女性団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、女性団体の連絡調整及び育成を行っている。 (構成団体数:H30.3.31現在 13団体)		
	日時	平成29年5月17日(水) 午前9時30分~10時40分	
	場所	女性活動支援ルーム	
第1回 会 議	内容	【協議事項】 ・平成28年度事業報告について ・役員改選 ・平成29年度事業計画について	
	日時	平成29年10月13日(金) 午前9時30分~10時10分	
# 0 E	場所	女性活動支援ルーム	
第2回 会 議	内容	【協議事項】 ・はばたきネットワーク学習会について ・DV防止啓発について	
	日時	平成30年3月16日(金) 午前9時30分~10時50分	
第3回 会 議	場所	女性活動支援ルーム	
	内容	【協議事項】 ・平成29年度事業報告について ・活動の振り返り	

第1回 学習会	日時	平成29年7月14日(金) 午前9時~10時30分
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	・福知山市の男女共同参画推進状況について ・意見交換 参加者数:24人
第2回	日時	平成30年2月7日(水) 【午前の部】午前10時~正午 【午後の部】午後1時30分~午後3時30分
学習会	場所	男女共同参画センター 会議室1
	内容	・誰もが安心できる避難所づくり体験〜男女共同参画の視点から防災を考えよう〜参加者数:43人(はばたきセミナー第4講座と共催)
	期間	平成29年11月12日(日)~11月25日(土)
DV防止	場所	福知山市立図書館中央館、ハピネスふくちやま1階、男女共同参画センター
展示	内容	パープルリボンとDV防止のためのハートのメッセージ、パープルリボンの木を展示し、DV 防止の啓発を行った。
	期間	平成29年11月14日(火)午前10時30分~11時
DV防止 街頭啓発	場所	イオン福知山店
四次日九	内容	DV防止啓発のため、啓発物品、パープルリボン、相談窓口案内カード等を配布した。
成 果課 題	推進状況 解を深め づくりる DV防」	アーク独自事業として、学習会を2回実施した。福知山市の男女共同参画の推進施策や記について改めて学習し、意見交流することで、ネットワーク団体の共通認識として理めることができた。また、男女共同参画の視点をもった防災の学習機会として、避難所を体験し、平常時からの取り組みの必要性や防災知識について学ぶことができた。また、上のためのパープルリボンやハートのメッセージカード等を作成し、集中啓発期間に街や展示する等、市とネットワークの協働によりDV防止啓発に努めた。

事 業 名	福知山市女性活躍応援事業補助金
事業概要	女性が地域や職場においてその個性と能力を十分に発揮し、活躍することを推進するため、京都府と連携し、女性の活躍の推進を図る事業を行う福知山市内の民間団体における当該事業に係る経費について一部助成する。
補助対象 団 体	福知山市内において女性の活躍を推進するための事業を実施する民間団体のうち、京都府女性 活躍応援事業補助金に採択された団体
補助率(上限)	京都府女性活躍応援事業補助金の補助対象経費のうち、自己負担部分の3分の2以内【地域】11万1千円(上限)、【職場】16万6千円(上限)
交付実績	【地域】2件、【職場】2件

事	業名	京都府女性リーダー養成事業等参加者支援
内	容	京都府が実施する女性リーダー養成事業(地域女性エンパワーメントセミナー事業)への参加
PJ	谷	者に対して、バス運行支援を実施。
日	時	平成29年7月28日(金)
場	所	山城総合文化センター (アスピアやましろ)
参加	1人数	19人

事業名	女性活躍セミ	ナー(①女性社員向け研修全2回、②管理職・人事担当者向け研修1回)							
	出産や子育で	「期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環							
事業概要	境づくりのため、労働者と雇用者双方に対して意識改革の研修を実施し、市内企業における女性								
	活躍の推進を	活躍の推進を図る。							
① 女性社	員向け研修(金	全2回)							
会場	男女共同参画	ゴセンター 会議室1							
対象者	市内企業及び	『事業所等で働く女性社員							
講師	畠中 直美さん	ん(キャリアコンサルタント、WLBC関西)							
	開催日	平成29年12月13日(水)午後1時30分~4時							
第1回	テーマ	女性が生き生きと働くために大切なこと							
	参加者数	14人							
	開催日	平成30年1月24日(水)午後1時30分~4時							
第2回	テーマ	プレゼンテーションで私の未来を描く							
	参加者数	8人							
② 管理職	· 人事担当者[句け研修(1回)							
	開催日	平成30年1月24日(水)午後1時30分~3時(3時~①を見学)							
	会場	男女共同参画センター 会議室2							
第1回	テーマ	ダイバーシティの本質と経営・課題解決							
毎 Ⅰ凹	講師	福井 正樹さん(WLBC関西)							
	対象者	市内企業及び事業所							
	参加者数	17人							
備考	「輝く女性	応援京都会議」との共催							
DHH 3-2	協力:福知	山商工会議所、福知山市企業人権教育推進協議会							
	市内企業に	おける女性活躍推進に向けた啓発として、輝く女性応援会議の協力の下、商工会議							
成果	所や商工会等	等経済団体と連携を図り、研修を実施することができた。勤務体制等の問題もあり、							
課題	参加者数は少	少なかったものの、参加者からは高い評価を得ることができた。今後も、行政と経							
	済団体等が記	済団体等が連携し、労働者と雇用者双方の理解促進に向けた積極的な啓発が必要である。							

2 支援事業

【活動支援】

(内容) 女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動の支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

女性活動支援ルーム利用状況

月	利用回数	利用人数
4月	26 回	255 人
5月	32 回	246 人
6月	26 回	302 人
7月	31 回	319 人
8月	25 回	148 人
9月	22 \square	199 人

月	利用回数	利用人数
10月	29 回	257 人
11月	22 回	189 人
12月	19 回	167 人
1月	19 回	182 人
2月	$27\square$	279 人
3月	29 回	290 人

合 計 307回	2,833 人
----------	---------

3 相談事業

事業名	女性相談(全22回:各回3人まで)									
事業目的	女性に対する暴力や就業、セクシュアリティ等女性の人権に関する相談に応じるとともに、 問題の早期解決を図る。									
	日 時	月1~3回、原則木曜日、午後1時~4時(1人1時間、定員3人)								
古光中公	場所	男女共同参画センター (ハピネスふくちやま3階)								
事業内容	相談対応	女性問題専門カウンセラー (相談日以外の相談は係で対応)								
	人数(件数)	35人(49件)【内3人(6件)は性別にこだわらない相談】								
成 果課 題	・原則、面談相談者負担 相談者負担 ・毎回、予約	を受ける人が増えてきた。広報が広く浸透していると感じる。 相談であるが、外出が困難な人については電話での相談も受ける。(電話代は、) は埋まり、キャンセル待ちの人がある状態だった。当日になって急にキャンセともあったが、キャンセル待ちの人に相談を受けていただくことができた。								

事 業名	女性弁護士に	よる女性法律相談(全8回:各回4人まで)									
事業目的	ついて、市民	女性に対する暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関する問題に ついて、市民が無料で法律相談を受ける機会を設け、法律の側面から専門的な情報を提供し 早期解決を図る。									
	日 時	年間8回、原則水曜日、午後1時~午後4時 (1人45分、定員4人)									
事業内容	場 所 男女共同参画センター (ハピネスふくちやま3階)										
争耒的谷	相談対応	女性弁護士									
	人数(件数)	28人(28件)									
成果課題	28年度は早くから予約が埋まり、大変好評であったため、今年度はより多くの相談者さに利用していただけるよう、年間6回を8回に増やした。それでもキャンセル待ちがある況で、若干当日のキャンセルもあったが、ほぼすべての枠が埋まる状況だった。										

事業名	性別にこだわらない相談(全4回:各回3人まで)										
事業目的		女性と限定することで相談しにくいと感じるかもしれない性的少数者にも安心して相談を受けていただくために実施する。									
	6月15日、8月31日、11月16日、平成30年3月8日 日 時 午後1時~午後4時 ※女性相談22回のうち4回を性別にこだわらない相談に位置づけて										
事業内容	場所	男女共同参画センター (ハピネスふくちやま3階)									
	相談対応	女性問題専門カウンセラー									
	人数(件数)	3人 (6件)									
成果課題	夫婦がそれぞれ別の日に相談を受け家庭内の関係維持に貢献できた事例もあった。また、からのDV被害や、家庭内での妻からの精神的暴力に悩む男性にも利用していただくことできた。										

事業名	男性のための電話相談(全4回:各回3時間)
事業目的	様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられている意識が社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話相談を実施する。
事業内容	日 平成29年7月24日(月)、10月10日(火)、11月29日(水) 日 時 平成30年1月25日(木) 各日 午後5時30分~7時30分(1枠30分) 相談対応 臨床心理士(男性)
	人数 (件数) 2人 (2件)
成 果	今年度の相談人数は少なかったが、セクシュアリティに関する相談があった。予約も仮名で対応し、男性臨床心理士が電話で受ける事業だからこそ利用していただけたのではと思った。 利用人数は毎年少数ではあるが、女性相談のカウンセラーが受ける面談による「性別にこだわらない相談」と平行して実施する必要性を感じた。

事 業名	立命館大学学生無料法律相談									
事業目的	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。官学協働で法律相 ことで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。								
	日時	平成29年8月26日(土)午前11時~午後4時30分								
事業内容	場 所 市民交流プラザふくちやま									
事未的分	相談対応	立命館大学学生法律相談部 学生ほか								
	相談件数	9件								
成 果課 題	相談件数 9件 多くの学生が参加しているので、それぞれの専門分野において、幅広く丁寧に相談に対応することができる。相談時間が無制限であり、かつ無料で法律相談が受けることができることは、市民には魅力的であると考える。できるだけ早い時期から広報をすることで、より多くの市民に法律相談の機会を提供していきたい。									

〈女性相談内容の内訳〉

*1人1カウント。同一人が継続して複数回相談した場合も1とカウント。情報提供を含む。 内 () は性別にこだわらない相談

	職員対応			による女性相談 (専門)			女性法律相談(専門)			【職員・女性・法律】合計		
年度	29 年 度	28 年 度	27 年 度									
年間実施回数(性別にこだわらない相談)				22 (4)	20 (2)	20	8	6	4			
DV	77	87	80	11 (1)	7	6	4	1	3	91	95	89
離婚	3	5	5	4	11	7	7	10	4	14	26	16
セクシュアル・ハラスメント	1	0	1	1	1	1	0	0	1	2	1	3
ストーカー	15	34	18	0	0	0	1	0	0	16	34	18
夫婦関係	0	3	3	6 (1)	6	5	0	4	1	5	13	9
家庭	9	10	7	10 (1)	6	8	0	1	2	18	17	17
その他	33	21	21	3	11 (2)	9	16	6	1	52	36	31
計	138	160	135	35 (3)	42 (2)	36	28	22	12	198	222	183

4 DV被害者等支援

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に基づき支援を行った。

DV被害者が安心して安全な生活をするために、相談者の気持ちに寄り添い、庁内DV被害者支援担当課と連携を図りながら、関係機関(家庭支援総合センター、警察、等)への情報提供、一時保護やDV被害者の自立に向けての同行支援など総合的な支援を実施するとともに、女性問題カウンセラーによる女性相談や女性弁護士による女性法律相談等の専門相談を実施した。

庁内DV被害者支援担当課会議、福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議(福知山警察署と京都 府関係機関との会議)の定期開催、また、北部市町DV担当者会議等へ参加するなど、関係部署との連携強 化に努め、適切な支援に繋げることができた。

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置等の設定に関する対応等について、庁内 担当課間において統一した対応を図るための臨時会議を開催し、DV等被害者情報の漏洩防止とDV等被害 者の安全確保について共通認識を深め、DV等被害者情報管理体制を整備した。

5 情報・啓発資料

【情報掲載資料】

掲 載 資 料	内 容(テーマ)	備考
広報ふくちやま 5 月号	・「はばたきネットワーク」メンバー募集・第 20 回「はばたきフェスティバル」実行委員会募集	お知らせ メンバー・実行委員募集
広報ふくちやま 6 月号 市公式 S N S L I N E	・はばたきセミナー第1講座「セクシュアリティって何だろう〜性別の垣根を越えて〜」(6/27)	お知らせ
広報ふくちやま6月号	・男女共同参画週間(6/23~6/29)	お知らせ
広報ふくちやま 8 月 号 市公式 S N S L I N E	・立命館大学学生無料法律相談(8/26)	お知らせ
広報ふくちやま8月号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第 2 講座「笑いヨガとわい わいトーク」(9/11)	お知らせ
広報ふくちやま 10 月号 市公式 S N S L I N E	・はばたきセミナー第 3 講座「インターネットが及ぼす危険性〜リベンジポルノから身を守るには〜」(11/20)	お知らせ
広報ふくちやま 12 月号 市公式 S N S L I N E	第20回はばたきフェスティバル(1/21)	お知らせ
広報ふくちやま1月号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第4講座「誰もが安心できる 避難所づくり体験〜男女共同参画の視点から防災を考えよう〜」(2/7)	お知らせ
広報ふくちやま (相談がある月)	相談案内(女性相談・女性弁護士による女性法律 相談・性別にこだわらない相談・男性のための電 話相談)	お知らせ

【啓発資料】

時 期	資 料 名	規格	部数	備考
平成29年10月	DV防止啓発用 カード	名刺大・2色刷	10,000 枚	市関係機関、医師会、民間事 業所等に配布
平成29年10月	デートDV防止 啓発用パンフレ ット	A4三折・2色刷	3,000 枚	・市内高校1年生に配布、・WITH YOUによる「デートDV防止プログラム、ワークショップ」実施高等学校、中学校で受講生徒に配布

【男女共同参画センター情報紙】

発行	主 な 内 容
平成29年5月	・男女雇用機会均等法改正について
平成29年9月	・DV、虐待等に係るマイナンバーカードについて ・女性活躍応援事業補助金制度新設のお知らせ
平成29年11月	・児童虐待防止、女性に対する暴力をなくす運動について ・育児・介護休業法の改正について
平成29年12月	・京都府あけぼの賞受賞について(ふくちやまファイヤーエンジェルス)・北朝鮮人権侵害問題啓発週間、人権週間について
備考	発行部数:500部/1回 配布先:市関係機関、子育て支援センター、はばたきネットワーク等

平成28~32年度

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
1		バイオレンス防止 対策の推進と女性	DV被害者相談事業	職員の相談スキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援 の入り口となるDV相談を行う。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		に対する暴力の根 絶	DV防止啓発事業	11月のDVをなくす啓発期間にあわせ、DVの実態や被害者 へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。		28. 29. 30. 31. 32
	女性に		ショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。		28. 29. 30. 31. 32
	対する暴	2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進		ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止 に取り組む。	職員課	28. 29. 30. 31. 32
	が 力 の 根 絶		はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	と人権の	3 社会的に弱い立場 の女性への人権侵 害の防止	子ども安全対策事業	子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
	尊 _	4 被害女性に対する 救済と支援	女性相談・DV相談の 周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「市女性相談のお知らせ」 及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に 努める。	市民課	28. 29. 30. 31. 32
			DV被害者住民基本台 帳事務支援措置	DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。	市民課	28. 29. 30. 31. 32
			市営住宅入居募集	DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	建築課	28. 29. 30. 31. 32
			母子生活支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32

1	女性		被害女性に対する 救済と支援	DV被害者支援事業	 ・被害者の国民健康保険加入についての支援 ・被害者の住居を確保するとともに経済的な支援 ・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、被害者(母親)の心身の健康管理 ・被害者の子どもの就園支援 ・被害者の子どもの就学支援 ・被害者の発見と相談 	保険課 社会福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課 市民病院	28. 29. 30. 31. 32
	に対する		相談体制の充実と 庁外関係機関との 連携強化	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	秘書広報課	28. 29. 30. 31. 32
	暴 力			家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談 を受ける。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
	の 根 絶			女性相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが 相談を受ける。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	と人権の			女性弁護士による女性 法律相談	複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が 法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図 る。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	尊 重			人権相談	広く人権にかかる相談の場として月1回特設相談を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
					日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害のある人のため に、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を 行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。	社会福祉課	28. 29. 30. 31. 32
				京都府関係機関との連 携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センターなどと連携 をとりながら相談支援活動を行う。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
2			ジェンダーに基づ く固定的な性別役 割分担意識の解消 の取組	はばたきセミナー	固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を継続し実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		•	メディアにおける男 女共同参画の推進	業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	秘書広報課	28. 29. 30. 31. 32
				ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	秘書広報課	28. 29. 30. 31. 32
				市刊行物における表現 の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	全部署	28. 29. 30. 31. 32

_			1			1	
	2	8	市民への啓発の推進	共に幸せを生きるまち づくり人権講座	あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
					21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切に し、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子 どもたちを育成する。		28. 29. 30. 31. 32
				はばたきセミナー	年4回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、DV、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	**				男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	意識改革				各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	_ 1	28. 29. 31. 31. 32
	の た め の			広報ふくちやま	人権特集号等に掲載。掲載内容は、講演会のお知らせ、各種相談の日程、意識調査結果、はばたきプランなどについて、市民 に周知する。		28. 29. 30. 31. 32
	教 育 •			人権ふれあいセン ター・児童館・教育集 会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会 を実施。		28. 29. 31. 31. 32
	学習と啓発の			高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	推進			地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取組まれる人権学習に職員が出向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
		9	学校教育における 男女平等と固定的 な性別役割分担意 識の解消のための 教育の推進	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行う。	教育総務課	28. 29. 30. 31. 32
				学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行 う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識 と実践力を培う学習を実施する。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
ı			•		•		•

				_		,			
2		9		デートDV防止ワーク ショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32		
		10	職員研修の充実と 人材の育成	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を 行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な 視点を養う。	職員課 全部署	28. 29. 30. 31. 32		
				幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	教育総務課	28. 29. 31. 31. 32		
	意識改			教職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を 行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な 視点を養う。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32		
	革のため			学校用務員研修	全体での職場研修で、男女共同参画や人権に関する研修をテーマとして取り入れ、性別役割分坦意識の解消に向けて等男女共同参画の意識の向上を図る。	教育総務課	28. 29. 30. 31. 32		
	の 教育 ・					消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	消防本部	28. 29. 30. 31. 32
	学習と啓発			保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。 公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修 に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊 重を保育の基盤とする。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32		
	推進				各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	人権推進室 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32		
				男女共同参画人材育成 事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の 実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32		
		11	意識調査の実施	市民意識調査の実施	市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	人権推進室	31		
				男女共同参画に関する 市民意識調査の実施	市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	人権推進室	31		
3			リプロダクティ ブ・ヘルス/ライ ツに関する理解の 促進	はばたきセミナー	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解の周知 と啓発に関するセミナーの実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32		

3	生涯を通じた女		生涯を通じた男女 の心身の健康づく りの支援	女性のライフスタイル 支援事業	①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ併用検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施	健康推進課	28. 29. 30. 31. 32
	性 の 健			健康相談	人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	康支援			男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	人権推進室	28. 39. 30. 31. 32
				性別にこだわらない相 談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
4	家庭		家庭生活と地域・ 市民活動を両立す るための支援		育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる 会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・セン ターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
	における			はばたきセミナー	家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しはじめとする、両立支援セミナーを実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	男女共同			男性の料理教室	男性が料理をすることで、家庭における男女共同参画を進め、 女性が地域で活躍できる場を増やしていく。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	参画の		女性の社会参加の ための子育て支援 の充実		子育て支援策として、公立9園、民間20園、小規模保育所2園で 運営。		28. 29. 30. 31. 32
	推進			放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32

4		女性の社会参加の ための子育て支援 の充実	対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園(委託)、三和保育園、下夜久野保育園、げん鬼保育園(直営)に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろばを設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
			妊産婦にやさしい環境 づくり	・「マタニティーマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 ・マタニティーマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動 を推進。	健康推進課	28. 29. 30. 31. 32
	家庭におけ		パパ・ママ学級	男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児 に取り組めるよう、年間6回の教室を実施(うち、3回は土曜 日に開催)。	健康推進課	28. 29. 30. 31. 32
	る男女共		ミィプラザ	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回1クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	市民病院	28. 29. 30. 31. 32
	同参画の推			救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに 面談と支援を行う。 市子育て支援課、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期 に発見予防する。		28. 29. 30. 31. 32
	進		院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、 緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	市民病院	28. 29. 30. 31. 32
		活力ある高齢期の ための支援策の充 実と介護支援	老人クラブ育成	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。 (府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の 積極的な事業参画などを推進する。)	高齢者福祉課	28. 29. 30. 31. 32
			高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるため の健康づくりや介護予防の推進を図る。	中央公民館	28. 29. 30. 31. 32
			高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代 間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	中央公民館	28. 29. 30. 31. 32

4		活力ある高齢期の ための支援策の充 実と介護支援		シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	生活交通課	28. 29. 30. 31. 32
5		雇用における男女 の均等な機会と待 遇の確保	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善		28. 29. 30. 31. 32
	働く場・地		推進	次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	全部署	28. 29. 30. 31. 32
	域における		ふるさと就職おうえん 事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。		28. 29. 30. 31. 32
	る 男 女		福知山市企業人権教育 推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
	共同参画の推進			労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワークライスバランスの推進)に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を行う。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
		農業・商工業など の自営業における 男女共同参画の推 進	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	農林業振興課	28. 29. 30. 31. 32
			はばたき企業啓発セミ ナー	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、 ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分但意識の 解消等について啓発を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32

5	19	女性の就労・再就 職のための支援	女性活躍セミナー	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			就職相談	人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実 施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	20	地域での活動にお ける男女共同参画 の推進	はばたきセミナー	女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなど ワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
6	2	市審議会等の女性 比率の向上	審議会等への女性委員 の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	審議会等を運 営している課	28. 29. 30. 31. 32
			各種計画、方針決定等 への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市 民の意見を反映できる手法の確立。	関係する部署	28. 29. 30. 31. 32
	政 策 ·	2 市幹部職員への女 性登用	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修 の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	職員課	28. 29. 30. 31. 32
	方針決定の場への女性の4		市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%)・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。		28. 29. 30. 31. 32
	参画の促治		女性の職域拡大、職務 分担の見直し	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	全部署	28. 29. 30. 31. 32
	進		教職員の女性採用と、 教職員管理職への女性 登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置 に努める。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
	23	企業や団体における女性登用の啓発	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについての啓発を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32

6			地域活動における 女性登用の啓発	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取入れ、積極的に女性委員の登用を図る。	中央公民館	28. 29. 30. 31. 32
				丹波生活衣館管理運営 事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を 促進する。	文化・スポー ツ振興課	28. 29. 30. 31. 32
7	市民とのは	25	5 女性団体の活動支	福知山市連合婦人会生 涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けた テーマを取り入れる。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
				女性団体ネットワーク	ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流 会及び学習会等を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	協働体制の			はばたきフェスティバ ル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女 共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	確立				平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	消防本部 (総務課)	28. 29. 30. 31. 32
8	その他の課		防災における男女 共同参画の推進	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開 講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促 し、女性リーダーの育成を推し進める。	消防本部 (予防課)	28. 29. 30. 31. 32
	題	28	国際的協調と連携	広報ふくちやま	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際 感覚の育成に努める。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32

平成29年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 ABC	担当課
1-5	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	市民相談(市民相談室職員対応) 314 件中 137件、法律相談(弁護士) 117件中 59件、法律・登記相談(司 法書士)108件中 52件の女性からの 相談があり、悩み事等の不安解消に あたった。	市民相談室職員対応分では、窓口来庁時素早く声かけし、緊張を和らげるべく相談しやすい雰囲気づくりに心掛けている。	В	秘書広報課
2-7	広報ふくちやま発 行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「伝報・「広報・「などを掲載した「公報・「大ちな」を毎月1回発行発記・「カウェン・「カウェス」を明立、大きのでは、「カウェン・「カウェス」を明立、大きのでは、「カウェス」を開いては、「カウェス」を表して、カウェス」を表して、カウェス。もので、カウェス」を表して、カウェス」を表して、カウェス。を、カウェス。まりで、カウェス」を表して、カウェス。を、カウェス。を、カウェス。まりて、カウェス。を、カウェス。まりて、カウェス。を、カウェス。まりて、カウェス。を、カウェス。まりて、カウェス。まりて、カウェス。まりて、カウェス。を、カウェス。まりて、カウェス。を、カウェス。を、カウェス。まりて、カウェス。まりで、カウェス。まりて、カウェス。まりて、カウェス。まりて、カウェス。まりて、カ	人にいちばん近いまちづくり人権講演会や第20回はばたきフェスティバル等の開催について広報ふくちやまを通じて市民に周知した。そのほか、女性相談、就職支援、セミナーなどの案内を定期的に掲載した。	関連記事は「シリーズ人権」に 限定せず、必要に応じて掲載す る。	Α	秘書広報課
2-7	ホームページ運営 事業	最新の市政情報を市民や市外へ 情報発信する。	講演会や第20回はばたきフェスティバルや男女がともに考える「はばたきセミナー」等の開催について、市ホームページを通じて市民等に広く周知した。		Α	秘書広報課
6-24	丹波生活衣館管理 運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	夏休み期間中に「藍染講習会」を実施。丹波生活衣同好会の女性会員が中心となり、指導にあたった。また、企画展示作業や寄贈資料の整理を行った。。	丹波生活衣振興会は高齢化のため、平成27年度で解散したが、有志により丹波生活衣同好会として活動中。資料整理・展示等については引き続き同会の協力を得て市民協働として取り組んでいく必要がある。	Α	文化・スポーツ振興課
1-2	ハラスメント苦情 処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会に より様々なハラスメントの防止 に取り組む。	平成29年度は苦情相談が無かったため、委員会の開催は無かった。		Α	職員課
6-22	職員研修事業の充 実	政策形成、マネジメント系研修 への女性職員の受講や対象研修 の拡大に努め、女性職員の受講 者を増やす。	男女の区別なくすべての研修に受講機会を設けている。 ・新任主任級・新任主査級研修・新任課長、新任課長補佐、新任係長級研修・派遣研修(市町村振興協会他)	今後は各職場において参加しや すい状況や女性職員の意識改革 等に取り組んでいく必要があ る。	Α	職員課
1-4	DV被害者支援事 業	被害者の子どもの予防接種、健 康相談、被害者(母親)の心身 の健康管理	来所・訪問・電話等による相談、支援を実施(2件対応)	児童虐待とDVケースの関連は深く、子どもを裸で観察する機会(健診等)があるが、DVはついては、抱え込んでしまういう が強く表面化しにくいきいう 調がある。また、被害を受けいてもSOSを出せない人や現状を変えたくない人もあり、介入が難しい。	Α	健康推進課
3-13	女性のライフスタ イル支援事業	ラフィ併用検診)の実施。検診受	①妊婦健診公費負担妊婦ー人に対し14回素施の会の協力機能を1回で無機関実施の強力を1回素を1回素を1回素を1回素を1回素を1回素を1回素を1回素を1回素を1回素	【①~③について】・妊婦健診ののの4割強と低く、継続して下れる。のの4割強と低く、継続して啓発を実力を実施未然防止の目的のため、妊婦がある。早期を積極的に実施援をといる。でいて】・受いのでは、(②~⑥について】・受いのにのにのでは増えるとが増えるとが増える。の満足度は側がない。のは、の満足をは高いがない。をあるが課題。	Α	健康推進課
	妊産婦にやさしい 環境づくり	「マタニティーマークチェーン ホルダー」を妊婦に配布。 マタニティーマークを広報紙等 に掲載し、市民への広報活動を 推進。	・母子健康手帳交付時に、マーク入 リチェーンホルダーを配布。また、 公用車にマーク啓発マグネットを貼 付。母子健康手帳交付723人 ・マークを健康づくりかわら版(全 戸配布)や子育て情報誌に掲載して 啓発。	・マタニティーマークは徐々に 認識されてきたが、「お母さん と赤ちゃんにやさしいまち・福 知山」を推進するため、引き続 き啓発を行う。	А	健康推進課

BARRAGE TOTAL						
4-15	パパママ学級		・妊婦が安心して妊娠時期を過ごすため、夫も父親の役割を理解する一方、妊娠、出産、育児について夫婦で意識を高めるために教室を開催。・参加人数:延べ169人(90組のうち夫同伴79組、夫同伴率46.7%)	・医療機関で実施されている妊婦健康教室との連携や教室の内容についても検討しながら実施していく。	Α	健康推進課
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、 各施設で手に取りやすい場所に 「DV相談支援カード」を設置 する。	窓口設置のほかに、こんにちは赤 ちゃん訪問事業で配布している。 訪問配布件数:707件		Α	子育て支援課
1-4	母子生活支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	母子生活支援施設入所: 1 件		A	子育て支援課
1-4	DV被害者支援事 業	被害者の就園支援	入園児数:0人		Α	子育て支援課
1-5	家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	相談件数:319件 ・児童虐待関係:218件 ・養護相談:79件 ・非行相談:1件 ・障害相談:1件 ・育成相談:0件 ・その他の相談:20件		Α	子育て支援課
2-8	児童館たより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	各児童館のたよりの中で、計画的に 啓発文を掲載している。		Α	子育て支援課
2-8	児童館における啓 発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	人権啓発事業 ・実施回数:46回 ・参加者人数:945人	全児童館での実施となっていない	А	子育て支援課
2-10	保育園職員研修	都府や保育協会が実施する研修	要保護児童対策地域協議会と市保育協会の共催で、保育園職員に対する人権研修会を実施。児童虐待防止のための保護者への寄り添いについて学んだ。 出席者295人	引き続き開催を計画していく。 福知山市保育協会以外の保育園	В	子育て支援課
4-14	ファミリーサポー トセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	会員数:353人 内訳 依頼会員:250人 協力会員:65人 両方会員:38人 年間活動件数:384件	協力会員が少ない。	Α	子育て支援課
4-15	保育園	子育て支援策として、公立9園、 民間20園、小規模保育所2園で運 営。		保育士の確保が困難で、年度途 中での入園が困難な状況がある	Α	子育て支援課
4-15	子育て交流・相談 支援対策事業	地域でのかける。大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	地域子育て支援拠点事業 ・利用者数:延18,127人 ・相談件数:延531人 (利用者数のうち地域子育て支援ひろば分は平成30年3月1日時点 /10,443人)		Α	子育て支援課
1-4	DV被害者支援事 業	被害者の住居を確保するとともに経済的な支援を行う。	DV被害者の生活の場を確保するため生活保護による経済的支援を行った。 平成29年5月(1件)		Α	社会福祉課
1-5	障害者相談員相談 事業		身体障害者相談員による身体障害者 相談を、毎月第1日曜日、第3木日 (1月は第3のみ)に総合福祉会館に て実施している。 相談員の数 (男性8人:女性5人)		Α	社会福祉課
4-16	老人クラブ育成	を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開	高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人クラ連合会、単位老人クラブを支援した。シルバーリーダー研修会、助成リーダー研修会をそれぞれ1回開催。		В	高齢者福祉課

4-16	シルバー人材セン ター支援事業	シルバー人材センタたの会員が、長年を活っている。とできる。 大枝を通いて社会をのるにるといるでは、大枝を参加ととでは、大枝を参加ととは、大枝を参加とは、大枝を変した。 は、大枝をがした。 は、大枝をがした。 は、大枝をがした。 は、大枝をがした。 は、大枝をがした。 は、大枝をが、大枝をが、大枝をが、大枝をが、大枝が、大枝が、大枝が、大枝が、大枝が、大枝が、大枝が、大枝が、大枝が、大枝	シルバー人材センターの安定的な運営基盤を確保するために補助金を交付した。また、就業機会の提供を目的とし「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて適切な業務発注に努めた。	きがいを得るとともに、地域社 会の活性化に貢献するために、 引き続きシルバー人材センター	Α	生活交通課
1-4	女性相談・DV相 談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「市女性相談のお知らせ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	受付カウンター等に女性相談等のお知らせチラシ等を置くことにより、啓発を実施するとともに、DV支援等の相談があれば、人権推進室と連携をして、相談に応じている。	侵害が発生しないように、相談 者の人権に配慮した対応が必	Α	市民課
1-4	DV被害者住民基 本台帳事務支援措 置		支援措置人数 149人(市内住民登録者45人、市外住民登録者104人)本市受付件数21件	他市で発生した事案を考慮し、本市の基幹系システム上で、住所を表記しないようにし、支援者の情報が漏洩しないよう細心の注意をはらっている。	Α	市民課
1-4	DV被害者支援事 業	・被害者の国民健康保険加入についての支援	被害者の対応方法等について確認した。	知りえたDV被害者の住所をシステムに入力したり、書き留めたりしてはならないという申し合わせで運用している。一人一人が意識しての運用であり、間違いがないように引き継がなければならない。	Α	保険課
5-18	農村女性協議会研 修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワークもを図る活動を展開するとと認識を深めるための学習会を開催する。	協議会活動への幅広い参画を求めるとともに、協議会活動の周知に努めた。	参加拡大に向けた啓発に継続して努める。	В	農林業振興課
5-17	ふるさと就職おう えん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女に根保田にで、男女にで啓発するパンフレットを作成し、配布する議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等である。また、就職プェア等である。また、就職プェア等である。また、就職プェア等である。		職者側両方の理解を深めるた	Α	産業振興課 人権推進室
1-4	市営住宅入居募集	・D V 被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	・母子家庭については、南岡団地を 母子家庭専用住宅とし、現在9世帯 が入居中である。 ・DV被害者の緊急入居先として、 空部屋を確保している。	・D V 被害者の各機関等との連携は取れており適切に対応が取れている一方、入居に際しては相手から遠方の住宅に居住したい希望に添えない場合がある。	Α	建築課
2-10	消防団員研修		福知山市消防団幹部・新入団員研修 会(4月9日、参加人員240名) において人権研修を実施した。	女性消防団員の入団促進の観点 からも、今後の取り組みや内容 について更なる充実を図る。	В	消防本部
7–26	消防団活動におけ る積極的な女性参 加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集するともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	新入団員の募集を前年度に引き続き継続して実施し、ファイヤーエンジェルスに3名の新規入団があった。 (平成29年度末の女性団員数)ファイヤーエンジェルス 18名雲原分団 2名河東分団 1名三和支所 1名	団員数確保の為、女性消防団員 の入団促進を今後更に推進して いく必要がある。	В	消防本部
8-27	自主防災組織育成 事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推し進める。	・初級コース 年2回 (合計127名、うち女性6名) ・中級コース 年1回 (合計53名、うち女性6名) で実施した。	女性の参加率が全体の6パーセントと低いことから、女性の視点の救護や介助、避難誘導などを取り入れた、女性リーダーの育成を推し進める。	С	消防本部 (予防課)

4-15	両親学級 ダ ディ・マミィプラ ザ	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。前期・後期の2回1クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	・1年間で夫婦でのべ391組、673人の参加があった。個別的に助産師外来での指導を望まれるケースもあり、ニーズに合わせた対応は増加傾向で7,8割が立ち会い出産されている。立ち会い時の産婦へのサポートをけてなく、出産後の育児にもり効果を上げている。	1)参加率のアップ 2)里帰り分娩の方へのフォロー 方法の工夫	В	市民病院
4-15	子育て支援事業母 子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの 虐待を疑う事例があったときに 面談と支援を行う。 市子育て支援課、児童相談所と 連携を行い、虐待リスクを早期 に発見予防する。	18年度から開始し、虐待リスクのスクリスクの安による情が見い、虐待りり、有所ののでは、自然のは、自然のでは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然のは、自然の	ら、生活困窮者、精神疾患合併 妊婦を持続、精神疾患合子 妊婦が他の市が増えている。 を生活困窮産事情に る。 を生活困窮庭事情に は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	В	市民病院
4-15	院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の出産に繋げていく。 くい 場合 は医師 コースへ移行する とも、小児科時は制で対応する。 4時間体制で対応する。	・H20年5月、妊婦検診よの ・H29年度は ・H29年度は ・H29年度は ・H29年度は ・H29年度は ・H27年方ち骨に ・大・ア・大・ア・大・ア・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ	・近年、分娩件数は460~600件で推移している。院内助産院希は、ている。院内助産院希は、からのではかりではからのではなった。ハイリスクケルが増加しつの総続したかのでは、アケアを前では、大りのではないがは、大りのでは、はいりのでは、大りのでは、大りのでは、大りのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	В	市民病院
2-9	幼稚園教育	識概念にとらわれることなく、 自分らしさとお互いを大切にす	りができるような支援に努めた。 ・自分の思いを相手に伝えたりように 達の思いに気付いたりできるように 支援をしてきた。 ・性別による色や役割などの固定生 にとらわれななした。 ・PTA活動においても研修会をもっ たり、男女それぞれが活躍、、性的 を意図的に用意したりして、	できなかった。 ・園児を指導するにあたり、教師の指導力が重要になるので、	В	教育総務課 (幼稚園)
2-10	幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行うことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	課内人権研修の中で取り上げた園もあるが、課内研修のテーマとしては 取り上げなかったが、別のテーマを 通して男女のあり方や互いに尊重し 合う関係作りなどについて話し合っ た。	を考える機会を計画的にもった	Α	教育総務課(幼稚園)
2-10	学校用務員研修	全体での職場研修で、男女共同 参画をはじめさまざまな人権に 関する研修を取り入れ、性別役 割分担意識の解消に向けて、男 女共同参画の意識向上を図る。	・8月3日と8月4日の2日間、学校用 務員を対象とした人権研修会を実施 した。 ・2日間で6時間実施し、延べ118人 が受講した。	普段研修機会の少ない学校用務員に研修の意義をしっかり認識させるとともに、職務との関わりを通して人権の大切さを身につけていきたい。	В	教育総務課
2-10	差別を許さない人 材育成基本計画	園たちで『ななのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	基本計画の「子どもたちの自分らしさを基準に個性を伸ばし、多様な音をは進いの事業をである。」、保護者との関わる。は進すること」、保護者との関わる。は当からな性別役割分担意識の解消にののを発の推進」を行うこと。	子どもの豊かな心の育成を図り、人権を大切にする心を育てようと取り組んでいるが、その取組が男女共同参画の推進にどの程度つながっているかの評価は難しい。	В	教育総務課

2-8	教育集会所におけ る啓発事業	る内容で市民啓発として講演会	年間10回の人権講演会を教育集会所で実施、のべ594人の参加があった。テーマは高齢者問題、子どもの人権など地域課題や要望を踏まえ様々。	参加者の高齢化と固定化が課題。	Α	生涯学習課
2-8	教育集会所たより	能力を発揮できる男女共同参画 社会の実現を図る内容の啓発文 を掲載する。	配偶者等からの暴力をなくす啓発期間などにあわせ、パープルリボン運動を始め、様々な女性の人権にかかわる問題について啓発記事を掲載。	時期について検討していく。	Α	生涯学習課
2-8	差別を許さない人 材育成(STAR 事業)		ワークショップや人権文化体験研修、ヒューマンフェスタなどの事業を通じて、人権の視点で考え差別を許さず見逃さないという成をめざした。 テーマは平和や多文化共生、ハンセン病など。	中から考えるなど共通の学びにつながるような内容や進め方の工夫が必要である。	Α	生涯学習課
	共に幸せを生きる まちづくり人権講 座		年間42回の講座を実施し、のべ 4,848人の参加があった。内2会場で 男女共同参画をテーマにした講座を 実施した。 ・「性別を超えた生き方」講師:㈱ ミライロ ディレクター 堀川 歩さ ん[参加:33人] ・「あなたはこの世にただひとり… 多様性を受け入れる」講師:大江山 鬼ぞば屋 料理長 佐々井 飛矢文さ ん[参加:42人]	男女共同参画の推進をテーマとした講座の実施についても定期的に行えるよう地域公民館との	Α	生涯学習課
6-22	教職員の女性採用 と、教職員管理職 への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用 にあたり、適材適所の人員配置 に努める。	管理職58名のうち女性15名 新規採用教職員16名のうち女性10名	京都府教育委員会と連携し、引き続き女性管理職の登用や女性 教職員の採用に努めていく。	В	学校教育課
5–17	幼稚園・小学校・ 中学校における衛 生推進者の設置	労働安全衛生法に基づく衛生推 進者を小・中学校、幼稚園に設 置。労働安全衛生体制の整備に 努める。	小・中学校は教頭、幼稚園は園長を衛生推進者として合計34人任命し、職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努めた。長時間勤務や心身の不調が認められた教職員の医師等面接を合計35人行った。	教職員の業務が多岐にわたり時間外勤務の増加・働き方改革が問題になっているが、各校の衛生推進者と連携し対策を推進する必要がある。	В	学校教育課
2–10	差別を許さない人 材育成基本計画	基本計画の着実な推進を図る。このため、各課推進計画の進捗管理を行う。	人材育成支援事業の実施 教育の機会均等を図るため、経済的 理由により修学が困難である者に労 資を支援するとともに、あらゆる人 権問題の早期解決を目指す人材を育 成することを目指し、人権学習会を 開催した。	人材育成の推進のため、学習会 への参加を促し、意見交換によ る人材交流を促進する。	Α	学校教育課
1–10	教職員研修	年間計画の中で男女共同参画に 関する部課内研修や派遣研修を 行うことにより、職員の人権意 識の高揚やジェンダーに敏感な 視点を養う。	学校担当者(人権教育主任)を中心 に、定期に研修を実施した。	担当指導主事による計画的な研 修を進める。	В	学校教育課
1-9	学校における人権 教育	男女共同参画について、各校の 人権教育推進計画に基づいて行 う。各教科・人権学習の中で男 女共同参画について正しい知識 と実践力を培う学習を実施す る。	男女平等・共同参画について市作成 の人権学習副読本『幸せを生きる』 や京都府の人権学習資料集・資料等 を活用し、正しい認識を培うことが できた。	生活における行動に現れるよう	В	学校教育課
1-4	DV被害者支援事 業	DV被害者の就学について相談 に応じ、対応を検討し支援を実 施した。	関係課での連絡会議で情報共有等に ついて意見交換し、対策を進めた。	関係課が多くあり、担当者も変わっていく中できちんとした引継ぎの徹底が必要である。 相談者の状況が様々な為、対応もその都度検討が必要となる。	В	学校教育課
1-3	子ども安全対策事 業	子どもたちの防犯、暴力からの 安全確保のために、防犯ブザー の配布、安全教育、様々な周知 的発発をする。 を下校の安全対 策を推進する。	「福知山市安心安全メール」を「京都府防災防犯情報メール」へ統合し登録を推進した。すべての小学校新1年生711人に防犯ブザーを配布。15犯講演会64名受講、子ども安全セミナー160名受講。見守り隊と連携した登下校の安全確保に努めた。	見守り隊の高齢化や減少によって、子どもたちの見守り活動が 十分にできていない地域がある ため、後継者作りが必要である。	В	学校教育課

2-8	地区公民館巡回講座	に取組まれる人権学習に職員が出向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・ DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	区公民館主体で実施できた。	て実施されているため、男女共 同参画だけをテーマに講座を開 催してもらうことは困難であ る。	Α	生涯学習課
2-10	差別を許さない人 材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施	協議会会員6団体9個人が、差別を許さない子ども達の育成をめざし、子ども達を対象として7事業を実施。一般参加者を含めのべ281人の参加があった。また会員自身の資質向上を図るための大人研修も実施した。※H29年度STAR子ども会員33名(小学生:21人、中学生:12人)	差別を許さない子ども達を育成するため、協議会会員自身の資質向上を図るとともに、会員を増やすための工夫が必要。	Α	生涯学習課
4-15	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭 にいない小学生に対し、放課後 や学校休業日に見守りを行い、 保護者の就労と子育ての両立を 支援する。	全小学校区内:19箇所で運営。 (直営:12箇所、委託:1箇所、補助:6箇所) 平成29年度登録児童数:1,572人 (H29.8.1登録数)	利用児童の増加に伴う支援員 (指導員)の確保、及び、個々 の児童の見守りや指導に対応で きる支援員の資質向上。	Α	生涯学習課
5-17	福知山市企業人権 教育推進協議会で の啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業の人権学習を推め、企業の人権学習を推進、支援する。	企業演生の女性の女性の女性の女性の女性の女性の女性の女性の人権問題についているない。 (9月) に対しているないの女性のがなり、 (9月) に対しているないので実題が、 (9月) に対して、 (9月) に対して、 (9月) に対して、 (20元をでは、	での女性に関する人権問題等に ついて理解を深めるための啓発	Α	生涯学習課
7–25	福知山市連合婦人会:生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれ の生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、 男女共同参画の実現に向けた テーマを取り入れる。	年間4回の講座を開催し、のべ176人の参加があった。また、府が主催する研修等への参加も含めて、のべ152人の参加があった。		Α	生涯学習課
4-16	高齢者教育推進事 業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	「福知山市高齢者大学」及び地域公 民館では「高齢者学級」「生き生き セミナー」を開講 健康、介護、交通安全等多彩な講座 を設定し、高齢者の自主的な学習が 推進できた。 高齢者大学受講者延べ1,647人		Α	中央公民館
4-16	高齢者人材活用事 業	今まで培ってきた経験や知識を 地域活動や学習に活かせる世代 間交流と社会参加により地域へ の参画を推進する。	公民館講座の講師として 盆栽教室4回、ワラ細工教室2回、郷 土の保存食を作る教室2回、ふるさ との歴史を学ぶ教室2回	高齢者人材活用バンク登録者の 高齢化による人材の確保	Α	中央公民館
6-24	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選 考方法に一般公募を取入れ、積 極的に女性登用を図る。	公民館運営審議会委員16名中女性4 名	公民館運営審議会委員について は、今後、公募等を取り入れて 女性委員を増やすことを検討	С	中央公民館
1-1	DV被害者相談事業	相談員のスキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	年間の女性相談が198人(うちDV相談91人)	・相談対応する職員のスキルアップを図る。 ・DV等被害者情報の漏洩防止とDV等被害者の安全確保について庁内担当課職員の共通認識を深め、DV等被害者情報の管理体制を整備する等関係機関と連携を深め、被害者の保護教済にあたる。	Α	人権推進室

1-1	D V 防止啓発事業	11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	・市内の高校1年生にデートDV防止パンフレットを配布。 ・女性団体と協働してパーブルリボン等DV防止啓発にかかる展示、街頭啓発を実施。	止の取組をすすめることができ	Α	人権推進室
	デートDV防止 ワークショップ	市内中学校及び高校を対象に デートDV防止ワークショップ を実施。	中学生・高校生対象 5回実施(参加者 約680名)	今後も引き続き、中学生及び高校生、教職員に向けた啓発を 行っていく。	Α	人権推進室
1-5	女性相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。 毎月1~3回実施。	年22回実施(1回3枠、66枠) 32人の相談があった。内容はDV被 害について 10人、家庭について9 人、夫婦関係について5人など。	・予約状況は概ね定員を満たしており、適切な回数で実施できている。 ・予約してもやむを得ない事情で来られない相談者のために、電話相談も可能とせで相談体制の対応することで相談体制の充実化を図っている。	Α	人権推進室
1-5	女性弁護士による 女性法律相談		年8回実施(1回4枠、計32枠) 相談人数 28人		Α	人権推進室
3-13	男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭 や職場での人間関係等に悩む男 性を対象に男性臨床心理士によ る相談を実施する。	・年間4回実施。2人の相談があった。 生き方、セクシュアリティについて の相談。	・相談人数は少ないが、セクシュアリティに関する相談等、 男性臨床心理士だからこそ利用 していただけたのであり、少ない回数でも継続する必要がある。	Α	人権推進室
3-13	性別にこだわらな い相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できるを口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	・年間4回実施(1回3枠、計12枠) 相談人数3人(6件) ※女性相談の4回分を位置づけて実施	・性別にとらわれず誰もが安心 して相談できる窓口として、今 後も継続ししていく必要があ る。	Α	人権推進室
1-5	立命館大学学生による法律相談	D V 相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。そのため官学協働で法律相談を開催することで充分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	年1回実施(8.26実施 相談件数9件)	法曹専門の学生の時間をかけた 丁寧な対応が相談者に高い好評 を得ている。官学協働の取組と して学生支援と相談事業の充実 双方に効果的であり、今後も継 続実施をしていく。	Α	人権推進室
1-5	京都府関係機関と の連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、京都府家庭支援をセンターなどと連携をとりながら相談支援活動を行う。	・DV被害者の担当課と連携をとりながら、相談支援を行った。 ・京都府や警察署と定期の連携会議 を実施。(月1回)	DV被害者の支援だけでなく、 同伴児童への支援も重要であ り、児童相談所も含め、相談機 関との連携をさらに強化してい く必要がある。	Α	人権推進室
1-6 2-8 3-12 4-14 5-20	はばたきセミナー	男女共同参画を推進するため、 市民を対象とした啓発講座を実施することにより、男女共同参 画への理解促進と意識の醸成を 図る。	・年4回の講座を開催。講座内容は、LGBT、家庭における男女共同参画、インターネットが及ぼす危険性(リベンジポルノの防止)、男女共同参画の視点による防災について開催。参加者合計 159名	・今後も若年層や男性を含め幅 広い層へ啓発していく必要がある。 ・市内の団体と共催し、実施するなど参加者増に努めたが、一 層の参加者増のためには、広報 の方法等の工夫が必要である。	В	人権推進室
2-8	男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する 市施策の実施状況と効果等につ いて報告書を作成し、公表す る。	報告書を作成し公開した。	継続作成し男女共同参画の推進 啓発に努める。	А	人権推進室
2–8 28	広報ふくちやま	シリーズ人権等に掲載。掲載内容は市民意識調査に基づいた男女平等について、DVについて、講演会や相談のお知らせなど。	各戸配布 掲載内容: D V 防止、女性相談、女性法律相談、男性のための電話相 談、立命館大学学生無料法律相談、 はばたきセミナー及びはばたきフェ スタ開催のお知らせ。	男女共同参画社会の実現に向けて、引き続きさまざまな問題について啓発を推進する。	В	人権推進室
4-14	男性の料理教室	男性が料理をすることで、家庭における男女共同参画を進め、女性が地域で活躍できる場を増やしていく。	はばたきフェスティバルのワーク ショップとして実施。 参加者17人	幅広い層の男性の参加が望ましく、今後も広報の方法について 工夫を図り、若年男性の参加増 をめざす。	В	人権推進室
5–19	女性活躍セミナー	出産や子育て期をむかえた女性 が就労を継続でき、キャリア アップをめざすことができる職 場環境づくりのため、労働者側 と経営者側双方に対してそれぞ れ意識改革の研修を実施 内企業における女性活躍の推進 を図る。	・女性社員向け研修 (全2回、受講者延べ22名) ・管理職・人事担当者向け研修 (1回、受講者17名)	女性の活躍推進については、女性社員の意識改革だけでは実現できないため、雇用者側へのアプローチが重要である。今後も、の種別的な参加を求め、労働を表し、労働者と雇用者双方に向けた啓発を実施していく。	В	人権推進室

2-10	差別を許さない人 材育成基本計画	各地区で計画実行されている人 材育成計画に男女共同参画の視 点を徹底する取り組みの実施。	・会館・児童館・教育集会所が連携 して各地区において、人権尊重基 本とした人材育成の計画を策定し た。進行についてヒアリングによる 事業点検を行い、進行管理してい る。 ・ヒアリング結果等を全体で共有 し、人材育成の取り組みを進めるこ とができた。	・男女共同参画に焦点化した取 組みについて検討するととも に、理解を深める啓発を継続し ていく。	В	人権推進室
2-10	男女共同参画人材 育成事業	教育現場および市職員の男女共 同参画推進に資する人材育成の 実施。	専門研修を積極的に受講するなどの 育成に努め、相談員としてのスキル を向上させている。	人材育成を継続していく。 	В	人権推進室
1-2 5-18 6-23	はばたき企業啓発 事業セミナー	男女共同参画社会の実現に向けた啓発として市内事業所を対象にセミナーを実施。	福知山市企業人権教育推進協議会との連携により、事業所の人権研修担当者等を対象に「ハラスメントの起こらない職場づくり」や「誰もが働きやすい職場」についてのセミナーを2回実施。(参加者 計74人)		В	人権推進室
7-25	はばたきフェス ティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	「誰もが輝ける社会の実現のために 〜ともに広げよう男女共同参画の 輪」をテーマに「第20回はばたき フェスティバル」を開催。 ・実行委員会による企画、運営において、た。 ・20周年記念の展示・スライドーショーの実施 ・全体会「ジェンダー平等に向けた30年の歩み:日本とネパール」 講師 山下 泰子氏 参加者190人	「している」と にはば講演がよく男を創る性にでいて、 では、大きな広く男を創まれて、 では、大きな、大きな、大き、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、	В	人権推進室
7-25	女性団体ネットワーク	男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	・3回のネットワーク会議を実施。・パーブルリボン作成し、イオン和山店でDV防止の街頭啓発を行った。また、掲示物を作成し、2階・3階で展示した。・学習会を2回実施。福知山市の男女共同参画推進について、男女共同参画の視点による防災について理解を深める機会となった。	女性団体ネットワークの関心の あるテーマを選定することで、 理解もより深まり、地域での次 の活動へとつながる満足度が得	В	人権推進室
1-5	人権相談	・広く人権にかかる相談の場と して月1回(支所含む)特設相談 (心配ごと相談)を実施。 ・人権擁護委員対応。	・年間 10件の相談を受ける。(うち 女性からの相談4件)	月1回特設相談(心配ごと相 談)を実施した。	А	人権推進室
1-8	人権ふれあいセン ターだより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参 画社会の実現を図る内容の啓発 文を掲載する。	・人権ふれあいセンター等で毎月発 行しているたよりの中で、男女共同 参画推進に向けての啓発文、事業の お知らせを掲載した。	をテーマにした啓発文や事業の	В	人権推進室
2-8	人権関係施設にお ける啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	・LGBTに関する講演会(年間1回)を行い、性別にとらわれない生き方について市民啓発を行うことができた。(参加者数 66人)・はばたきセミナー等の広報啓発を行った。	・ 講の は は は は は は は は は は は は は は は は は は	В	人権推進室
2-8	高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室でを 会所で実が性別による差別を けない男女共同参するとと けな図る学習を推進せとともがい 対策事を実施しまがい 対策事を実施して 極廉業を実施の促進を図る。	・高齢者デイサービス事業や手芸・ 創作教室等の文化教養講座を実施す る中で、男女共同参画社会推進に向 けた話題提供を行うなど事業を進め てきた。	・女性の人権をテーマにした事業内容に工夫を凝らし、みんなで男女共同参画について考える機会を設けていく。	В	人権推進室
3-13	健康相談	人権ふれあいセンター等において定期的に健康相談を実施。	・地元市民の方を対象に、保健師・栄養士による健康相談や健康教室を定期的に実施した。	・行事等を利用し、市民のニーズに合わせて健康相談・健康教室を実施していく。相談後、配慮の必要な相談者には連携して声かけを行う。	А	人権推進室
5–19	人権ふれあいセン ター等における就 職相談	・就職の相談に応じるだけでな く、女性の能力開発、学習の場 の提供に努める。	・人権ふれあいセンター職員がハローワークやジョブパークを訪問し、説明を受けるなど連携を深め、相談対応や情報提供を行った。(必) 関に応じてハローワークへの同行がむも実施する)また、人権ふれあいセンターにおいて、パソコン教室を実施し、女性の能力開発、学習の場を提供した。	・今後もジョブパークや府若者 就業支援センター等と連携をよ り深め、女性の能力開発、学習 の場の提供に努める。	В	人権推進室

平成29年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点∙問題点
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	相談カード設置箇所数 327箇所(H30.3月	
2-7	市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊 行物の表現を点検する。	・各種刊行物の発行に当たっては、課内研修を実施する、課内全員で点検するなど、男女共同参画の視点から表現・イラスト等に配慮した作成に努めた。	重し合う人権意識をもち表現できるよう
2-10	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	・男女共同参画に関する部課内研修の実施 (5部署12回実施:平成30年2月末時点)	今後も各課において人権研修に取り組む とともに、派遣研修も行うことにより人権 意識の向上に努めていくようにする。
5–17	超過勤務の縮減	両立支援を図り、健康で豊かな生活	平成29年度を時間外勤務縮減再出発年と 位置づけ、全部署に縮減対策調書(業務見 直し計画)の作成と取組みの徹底、ノー残業 デー、ノー残業ウィークの実施及び繁忙期の 臨時職員の雇用により、超過勤務の削減を 行った。 平成29年度の実績 13.6時間/月	今後さらに事務の簡素化・合理化に努めていくようにする。
5–17	次世代育成支援対策 特 定事業主行動計画の推進	作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の 円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活 用 ・代替要員の確保 ・実座・男女の役割についての音識	また、本市独自に「福知山市育児休業等復帰支援プログラム」を新設し、産前休暇前に所属長から育休取得予定者等に積極的な支援を行なった。	
6-21	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属 機関、その他の協議会への積極的 な女性の登用。	・審議会等への女性の参画状況28.5% (H30.3月末現在)	
6-21	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立 案時や意思決定時に、市民の意見を 反映できる手法の確立。		
6-22	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、 女性の管理職登用を積極的に進め、 女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス (目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介かせに同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメントカの向上に努める。	1	
6-22	女性の職域拡大、職務分担の見直し		・現在性別による職務分担や配置は行っていない。	

資 料

審議会等への女性の参画状況調査表

H30年3月31日現在

行政委員会等 (自治法第180条の5)

36 障害者介護給付費等支給認定審査会

37 福知山市法令遵守審查会

() 内はH29年3月31日現在

	名称	総	数	内女	性数	29年度比率	28年度比率
1	教育委員会	4	(4)	2	(2)	50.0%	50.0%
2	選挙管理委員会	4	(4)	1	(1)	25.0%	25.0%
3	公平委員会	3	(3)	1	(1)	33.3%	33.3%
4	監査委員	2	(2)	0	(0)	0.0%	0.0%
5	農業委員会	19	(36)	3	(2)	15.8%	5.6%
6	固定資産評価審査委員会	6	(6)	1	(1)	16.7%	16.7%
	計 6	38	(55)	8	(7)	21.1%	12.7%

附属植	幾関(自治法第202条の3、	条例で	設置さ	れて	いる審	議会、協議会	等)
7 防	5災会議	14	(14)	0	(0)	0.0%	0.0%
8 民	是生委員推薦会	12	(12)	3	(3)	25.0%	25.0%
9 匡	民健康保険運営協議会	16	(16)	6	(5)	37.5%	31.3%
10 公	民館運営審議会	16	(16)	2	(4)	12.5%	25.0%
11 図]書館協議会	11	(12)	6	(7)	54. 5%	58.3%
12 青	予少年問題協議会	21	(21)	3	(2)	14. 3%	9.5%
13都	7市計画審議会	18	(17)	2	(3)	11.1%	17.6%
14 文	化財保護審議会	11	(10)	2	(2)	18. 2%	20.0%
15 公	:設地方卸売市場運営協議会	12	(12)	2	(2)	16. 7%	16.7%
16 介	·護認定審査会	48	(46)	24	(22)	50.0%	47.8%
17 社	:会教育委員会議	8	(8)	3	(3)	37.5%	37.5%
18 ス	ポーツ推進委員会	22	(22)	11	(11)	50.0%	50.0%
19 学	校保健衛生対策委員会	14	(14)	7	(7)	50.0%	50.0%
20 特	別職報酬等審議会	8	(8)	3	(3)	37.5%	37.5%
21 市	可営住宅入居者選考委員会	6	(6)	2	(2)	33.3%	33.3%
22 農	是村計画審議会	18	(18)	4	(4)	22.2%	22.2%
23 子	防接種健康被害調査委員会	6	(6)	0	(0)	0.0%	0.0%
24 明]るい選挙推進協議会	61	(58)	11	(7)	18.0%	12.1%
25 環	境審議会	10	(10)	2	(2)	20.0%	20.0%
26 交	ご通安全対策会議	_	(14)	-	(1)	_	7.1%
27 高	后齢者対策協議会	26	(26)	7	(6)	26. 9%	23.1%
28 公	、務災害補償等認定委員会	5	(5)	2	(2)	40.0%	40.0%
29 公	、務災害補償等審査会	3	(3)	1	(1)	33.3%	33.3%
30 少	タ 年補導センター運営委員会	17	(17)	4	(5)	23.5%	29.4%
31 休	日急患診療所運営委員会	7	(7)	0	(0)	0.0%	0.0%
32 病	「院事業運営協議会	11	(11)	1	(1)	9.1%	9. 1%
33 情	f報公開・個人情報保護審査会	5	(5)	1	(1)	20.0%	20.0%
34 福	5知山市国民保護協議会	25	(25)	1	(1)	4.0%	4.0%
35 男	女共同参画審議会	10	(10)	6	(6)	60.0%	60.0%

(5)

(3)

5

1

1

(1)

(1)

20.0%

33.3%

20.0%

33.3%

38	福知山市子ども・子育て会議	13	(15)	6	(8)	46.2%	53.3%
39	福知山市景観審議会	16	(16)	5	(6)	31.3%	37. 5%
40	福知山市展運営委員会	14	(14)	1	(1)	7.1%	7. 1%
41	福知山老人ホーム入所判定委員会	5	(5)	1	(0)	20.0%	0.0%
42	福知山市健康づくり推進協議会	15	(15)	3	(5)	20.0%	33. 3%
43	福知山市人権問題協議会	28	(28)	8	(7)	28.6%	25.0%
44	福知山市地域包括支援センター運営協議会	11	(11)	4	(4)	36.4%	36. 4%
45	福知山市地域自立支援協議会	24	(24)	3	(5)	12.5%	20.8%
46	福知山市地域公共交通会議	13	(13)	0	(0)	0.0%	0.0%
47	福知山市入札監視委員会	3	(3)	1	(0)	33.3%	0.0%
48	福知山市入札制度改革等検討委員会	4	(4)	0	(0)	0.0%	0.0%
49	福知山市医師養成確保奨学金等貸与決定等審査会	4	(4)	0	(0)	0.0%	0.0%
50	福知山市有償運送運営協議会	21	(21)	1	(1)	4.8%	4.8%
51	福知山市行政改革推進委員会	6	(5)	2	(1)	33.3%	(20.0%)
52	福知山市ジュニア文化賞選考委員会	9	(9)	0	(1)	0.0%	(11.1%)
53	指定管理者選定等委員会	18	(18)	0	(0)	0.0%	(0.0%)
54	福知山市子ども発達支援相談ステーションくりのみ闖運営委員会	12	(12)	6	(7)	50.0%	(58. 3%)
55	福知山市地産地消推進協議会	19	(19)	4	(2)	21.1%	(10.5%)
56	福知山市教育支援委員会	125	(122)	70	(67)	56.0%	(54. 9%)
57	福知山市いじめ防止対策委員会	4	(4)	2	(2)	50.0%	(50.0%)
58	スポーツ賞選考委員会	6	(6)	0	(0)	0.0%	(0.0%)
59	公立大学法人福知山公立大学評価委員会	5	(5)	1	(1)	20.0%	(20.0%)
60	福知山市行政不服審査会	3	(3)	1	(1)	33.3%	(33. 3%)
61	地域福祉計画策定委員会	24	(24)	10	(10)	41.7%	(41.7%)
62	指定管理者制度第三者評価委員会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)
	計 56	856	(862)	247	(244)	28.9%	28.3%

附属機関(条例で設置されている審議会・協議会等で常設でないもの)

福知山市三和荘運営審議会	_	_		_		
合計	894	(917)	255	(251)	28.5%	27.4%

福知山市行政委員会及び附属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

1. 委員会・協議会(要綱・規程等で設置されているもの) () 内は平成29年3月31日現在

	名称	委員	員数	内女	性数	比	率	任期	要綱等 の有無	選出方法
1	福知山市市民憲章推進協議会	22	(25)	6	(7)	27. 3%	(28.0%)	2	有	立候補
2	福知山市献血推進協議会	65	(65)	3	(3)	4.6%	(4.6%)	2	有	各団体より 選出
3	人にいちばん近いまちづくり推進会議	10	(10)	2	(3)	20.0%	(30.0%)	1	有	各団体より 選出
4	神谷開発委員会	19	(19)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命・ 委嘱
5	福知山緑化推進委員会	22	(22)	4	(3)	18.2%	(13.6%)	1	有	推薦
6	福知山市要保護児童対策地域協議会	27	(27)	9	(10)	33. 3%	(37.0%)	2	有	推薦
7	福知山市有害鳥獣対策協議会	17	(17)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	推薦
8	福知山市夜久野町養豚団地環境保全委員会	13	(13)	1	(0)	7. 7%	(0.0%)	2	有	市長の委嘱
9	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議	19	(21)	4	(3)	21.1%	(14.3%)	1	有	産官学金労言各分野よ り選出
10	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7	(7)	1	(1)	14. 3%	(14.3%)	2	有	市長の任命 または委嘱
11	福知山市職員分限懲戒等審査会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長が委嘱
12	福知山市鉄道利用増進協議会	15	(15)	1	(1)	6. 7%	(6.7%)	_	有	団体代表
13	福知山市生活安全推進協議会	24	(24)	2	(3)	8. 3%	(12.5%)		有	団体代表
14	福知山市暴力追放推進協議会	36	(36)	1	(2)	2.8%	(5.6%)	_	無	団体代表
15	福知山市空家対策協議会	9	(9)	2	(3)	22. 2%	(33.3%)	2	有	団体推薦
	合 計	310	(315)	36	(39)	11.6%	(12.4%)			

新たに設置されたもの

	名 称	委員	員数	内女	性数	比	率	任期	要綱等 の有無	選出方法
16	福知山市住民自治検討会議	12		0	_	0.0%		1	有	団体推薦及び 市民公募
17	福知山市防災情報伝達に係る基本構想検討会議	13		0	_	0.0%		1	有	市長の委嘱
18	「知の拠点」整備構想検討委員会	7		0		0.0%		7ヶ月	有	学識経験者及び有識者 から選出
19	福知山市文化芸術振興基本方針策定委員会	15		5		33. 3%		2	有	文化分野から選出及び 市民公募
20	福知山市スポーツ推進計画意見聴取会議	13		3		23. 1%		2	有	スポーツ分野から選出 及び市民公募
	合 計	370	(315)	44	(39)	11. 9%	(12.4%)			

2. 職員による内部組織

	名 称	委員	員数	内女	性数	片	企	任期	要綱等 の有無	選出方法
1	福知山市企画会議	21	(21)	1	(1)	4.8%	(4.8%)	_	有	庁内充職
2	福知山市課長会議	19	(19)	3	(2)	15.8%	(10.5%)	_	有	11
3	福知山市事務改善委員会	19	(19)	3	(2)	15.8%	(10.5%)	_	有	"
4	福知山市IT推進本部会議	23	(22)	1	(1)	4.3%	(4.5%)	_	有	11
5	福知山市安全衛生委員会	9	(9)	2	(2)	22.2%	(22.2%)	1	有	市長の任命、職員 団体推薦
6	福知山市職員表彰審査委員会	7	(7)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命
7	福知山市職員互助会理事会	13	(13)	6	(5)	46.2%	(38.5%)	2	有	選挙による
8	福知山市健康危機管理対策本部	25	(24)	1	(1)	4.0%	(4.2%)	無期限	有	各所選出
9	福知山市保健師連絡会	36	(34)	34	(33)	94.4%	(97.1%)	無期限	無	
10	福知山市男女共同参画推進会議	25	(24)	10	(9)	40.0%	(37.5%)	_	有	任命
11	福知山市男女共同参画推進会議幹事会	18	(18)	9	(9)	50.0%	(50.0%)	2	有	各部からの選出
12	福知山市職員人権人材バンク (第6期)	22	(22)	7	(8)	31.8%	(36.4%)	1	有	部推薦
13	福知山市人権施策推進本部	19	(19)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	充職
14	福知山市人権施策推進会議	19	(19)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	充職
15	職員社会啓発部会	10	(10)	1	(1)	10.0%	(10.0%)	1	有	充職
16	福知山市消防本部消防職員委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の指名、所 属職員の推薦
17	福知山市消防安全衛生委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の任命
18	福知山市上下水道部安全衛生委員会	7	(8)	0	(1)	0.0%	(12.5%)	1	有	管理者が任命、労 働組合推薦
19	市立福知山市民病院安全衛生委員会	10	(10)	4	(4)	40.0%	(40.0%)	1	有	委嘱
20	福知山市自治功労者表彰審査委員会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	副市長・部長・教 育長・市議会推薦
21	福知山市牛海綿状脳症 (BSE)等対策協議会	11	(11)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	_	有	
22	福知山市牛海綿状脳症 (BSE)等対策本部	26	(26)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	_	有	
23	福知山市法令遵守推進委員会	15	(15)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	規則で委員が規定
24	人材育成部会	6	(6)	0	(2)	0.0%	(33.3%)	1	有	庁内充職
25	福知山市建設工事等指名選定員委員会	9	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	庁内充職
26	福知山市物品購入指名選定委員会	10	(11)	0	(1)	0.0%	(9.1%)	1	有	庁内充職
27	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策協議会	11	(11)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	_	有	
28	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策本部	26	(26)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	_	有	
29	福知山市新型インフルエンザ等対策本部	22	(21)	1	(1)	4.5%	(4.8%)	無	有	庁内充職
30	福知山市元気出す地域活力支援事業補助金選考委員会	7	-	0	-	0.0%	-	無	有	庁内充職
	合 計	468	(458)	83	(83)	17. 7%	(18.1%)			

重要項目の数値目標に対する実績(はばたきプラン2011 後期計画 第4章)

課題	項目	現 状 (プラン策定時)	2020年度目標 (H32年度)	H29年度実績	備 考
女性に対する	相談窓口案内カードの設置場所	315か所 (H27年度)	500か所	327か所	
男します。	男性市職員の 育児休業の取得者数	4人 (H28年3月31日 現在)	10人	6	プラン策定時から の累計
男女共同参画の働く場・地域にい	ワーク・ライフ・バランス の推進に向けた市職員の 残業時間の削減	一人当たり 17.1時間/月 (平成27年度)	一人当たり 12時間/月	一人当たり 13.6時間/月	
推進	男性市職員の 部分休業の取得者数	1人 (H28年3月31日 現在)	15人	1	プラン策定時から の累計
の政 場策 参へ・	審議会等の女性比率	25.6% (H28年3月31日 現在)	30%	28.5%	
多画の促進の なり	女性委員のいない 審議会数	16 (H28年3月31日 現在)	4	11	
	市役所の係長級以上の 女性職員比率	30.6% (H28年3月31日 現在)	33.0%	29.2%	

福知山市男女共同参画推進条例

目次

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 基本的施策(第8条-第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等 (第18条-第21条)

第4章 福知山市男女共同参画審議会(第22条)

第5章 雑則(第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本 理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わ る者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の 推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、 その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差 別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実 現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における 活動に参画する機会についての男女間の格差が生 じている場合において、その格差を是正するため 必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当 該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在 学する者をいう。
 - (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において 事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
 - (5) 教育に携わる者 市内において学校教育その他 の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行 う者をいう。
 - (6) 市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
 - (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する 性的な言動により相手方の生活環境を害すること 又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方 の対応によってその者に不利益を与えることをい う。
 - (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛 関係にある男女間その他の親密な関係にある男女 間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力 その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念と して推進されなければならない。
 - (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることな く、互いにその人権を尊重すること。
 - (2) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一 人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮 できる機会が確保され、自立した個人として自己

- の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。
- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して 参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相 互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における 活動について家族の一員としての役割を果たし、 かつ、当該活動以外の活動と両立ができるように すること。
- (6) 学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。
- (7) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

(本市の責務)

- 第4条 本市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定 し、実施しなければならない。
- 2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び 国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

(市民の青務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動 を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、 本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協 力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

- 第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に 果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに 当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければ ならない。
- 2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の 推進に関する施策に協力するよう努めなければならな い。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に関する基本的な計画)

- 第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22 条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮

間するものとする。

- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更につい て準用する。

(教育及び人材育成)

- 第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を 通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成する ため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとす る。

(市民等との協働)

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進の ための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力 して活動するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

- 第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を 推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする

(情報の収集及び調査研究)

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を 効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研 究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する 施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、こ れを公表するものとする。

(行政委員会等の委員への女性の登用)

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しく は委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構 成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程へ の女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ず ることにより、女性の登用を図るものとする。

(推進体制)

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を 総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な 体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を 実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関す る活動を支援するための施設の整備に努めるものとす る。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等 (性別による人権侵害の禁止)

- 第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接 的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差 別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場にお

いて、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・ バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる 表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(苦情等の申出への対応)

- 第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。
- 2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第 22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会 の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ず るものとする。

(相談の申出への対応)

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男 女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民 等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係 機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 福知山市男女共同参画審議会 (福知山市男女共同参画審議会)

- 第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議 するため、福知山市男女共同参画審議会(以下この条 において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、第8条第2項(同条第5項において準用 する場合を含む。)及び第20条第2項に規定する事項 を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参 画の推進に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女 共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述 べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって 組織する。
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の 4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男 女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定さ れた基本計画とみなす。

ふくちゃましだんじょきょうどうさんかく 福知山市男女共同参画センター

はばたき



~ワーキングルームの紹介~



男女共同参画センターのワーキングルームの壁面飾りを春らしく模様替えしました。ボールプー ルや木のおもちゃ、絵本コーナーもあるので、お子様も一緒に御利用ください。







はばたきセミナー第4講座

「パパをイクメンにする方法~家事・育児・ワークライフバランス~」の報告

日 時:平成29年2月24日(金)午後7時~8時30分



さんかしゃ こぇ いちぶばっすい 参加者の声(一部抜粋)

平成29年1月1日施行

男女雇用機会均等法が改正され、

職場におけるLGBTへのセクシュアルハラスメントが記されました。

LGBTって?

性のあり方(セクシュアリティ)が少数派の人たちのことを性的少数者(セクシュアル・マイ ソリティ)と言います。総称としてLGBTと呼びます。

レズビアン、 じょせい どうせいあいしゃ 女性の同性愛者 

トランスジェンダー、身体や戸籍上の性別に対して違和感があり、それとは異なる ***
性別として 扱 われたいと望む人

セクシュアルハラスメントって?

性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的言動が行われ、

きょひ かいこ こうかく げんきゅう それを拒否したことで解雇、降格、減 給な らの不利益を受けること

職場の環境が不快になること

たとえば……

- ○事務所内で、社長が日ごろから社員の性的な話題を話していた。不快なのでやめてほしいと伝えると降格された。
- でたれ 〇誰にでもあいさつ代わりに肩を触ったり、頭をなでたりする同僚がいる。みんなは平気なよう だが、私は不快に感じている。
- 〇同僚が社内で私の性的な内容のうわさを流した。そのうわさが気になり、仕事に集ずってきない。
- ※他の人が不快に感じていなくても、性的言動を受けた人が不快に感じるとセクシュアルハラスメントです。

職場って?

Oふだん 働 いている場所 ぎょう む しょう くるま なか とのひきさき 〇取引先の事務所 ○出張先

 こきゃく
 じたく

 O顧客の自宅

○業務で使用する車の中

○アフターファイブの宴会(業務の延 長 と 考 えられるもの)など

こうせいろうどうしょう とどうふけん きょく (参考:厚生労働省・都道府県労働局「職場でつらい思いしていませんか?」)

セクシュアルハラスメントって男性から女性にするもの? → X

男性も、女性も、加害者にも被害者にもなり得ます。また、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当します。

また、相手の性的指向(人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか)や性自認(性別に関する自己意識)にかかわらず、該当することがありえます。

使わないほうがいい言葉 ホモ おかま ニュー ハーフ

このような言葉を使ったことはありませんか?

このような言葉は、侮蔑的なニュアンスを含むことがあり、言われた人は傷つきます。セクシュアルハラスメントの背景にもなりえますので、使わないようにしましょう。

セクシュアルハラスメントをスルーしないで

性的言動に傷ついていても、嫌だという気持ちを伝えることが難しい場合があります。何も言えずに困っているかもしれません。そんな場面に出くわしたらスルーしないで、「それっておかしいんじゃない?」と声をあげましょう。

それってセクシュアル ハラスメントじゃない?





ネタにしていい話 ではないよ。

そうだんまどぐち 相談窓口について

5月~6月イベントなどのお知らせ

6月23日(金)~29日(木)は 男女共同参画週間です。

平成29年度のキャッチフレーズは

「男で○、女で○、共同作業で◎。」

です。誰もが職場、学校、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、私たちができることについてこの機会に考え、行動しましょう。

男女共同参画週間展示

期 間:6月23日(金)~29日(木)

場 所:男女共同参画センター

エレベーター前

内 容:男女共同参画に関する展示

男女がともに考えるはばたきセミナー

日にち:6月27日(火)

時 間:午後7時30分~9時

テーマ:セクシュアリティって何だろう

~性別の垣根を越えて~

講師:近藤曲香さん

(NPO法人QWRC)

保育:無料。6月13日(火)までに人

権推進室にお申し込みください。

性別に関わらず、一人ひとりの人権が ^{そんちょう} 尊 重 され、自分らしく生きることができ るように、一緒に学びましょう。 女性相談(木曜日)無料

日にち:5月11日・25日、

6月1日、15日、29日

時間:午後1時~4時

※1人1時間、各日3人まで(要予約)

場 所:男女共同参画センター

女性弁護士による女性法律相談(水曜日)無料

日にち:5月17日、6月21日

時間:午後1時~4時

※1人45分、各日4人まで(要予約)

※原則1人1回。

場 所:男女共同参画センター

性別にこだわらない相談(木曜日)無料

日にち:6月15日

時間:午後1時~4時

※1人1時間、各日3人まで(要予約)

場 所:男女共同参画センター

※性別にこだわらず、どなたでも相談してい

ただけます。



お問い合わせ

福知山市市民人権環 境 部

人権推進室・男女共同参画センター

あざない き ばん ち

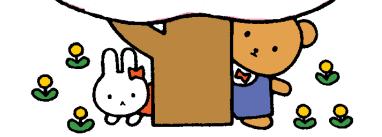
福知山市字内記100番地

ハピネスふくちやま 3 階

TEL 0773-24-7022

FAX 0773-23-6537

E-mail jinken@city.fukuchiyama.lg.jp



はばだき

せいべつ



だい こうざ はばたきセミナー第1講座「セクシュアリティって何だろう~性別の垣根を越えて~」の報告

こうし こんどう ゆか さんかしゃ 日にち:平成29年6月27日(火)、講師:近藤 由香さん、参加者:44人

多様なセクシュアリティについて学び、体験談を話していただきました。まずは知ること、そして 理解を広げていくことが大事です。

男女共同参画センターで多様なセクシュアリティについての展示や性別にこだわらない相談を 実施しています。

こえ いちぶばっすい 参加者の声(一部抜粋)

> ★なかなか知らない、分からないテーマについて、よく知ることができてよかった。多様性 があることを忘れずにいたいです。 ことば C

> ★「自分の自由を認めてほしければ、他人の自由も認める」という言葉が出てきましたが、 ひと じんけんもんだい かんが 人権問題を考える上でキーワードかなと思います。自分も人も大切にする、この基本的な ことをあらためて考える機会となりました。

> だんせい じょせい こころ せい おな ★無意識に、男性は女性を好きになる、身体の性と 心 の性は同じ、というような決めつけ から来る言葉を発することがあったと反省です。いろいろな機会に"性のあり方は人それ ぞれ"ということを伝えていこうと思います。

がくしゅうかい はばたきネットワーク学習会の報告

日にち:平成29年7月14日(金)

参加者:24人

平成26年度福知山市男女共同参画社会に関す いしきちょうさけっか

る意識調査結果などをもとに、福知山市の男女共同 すいしんじょうきょう

参画の推進 状 況 について学習しました。

※人権推進室では、意識調査結果や男女共同参画に ねん じ ほうこくしょ き ぼうしゃ わた 関する年次報告書を希望者にお渡ししています。 きがる ご れんらく お気軽に御連絡ください。



~ハピネスふくちやま みどりのカーテン~



5月下旬、ハピネスふくちやま2階にゴーヤを植えました。

毎日水をやり、みどりのカーテンができました♪

みどりのカーテンは、日差しをさえぎることで室内温度の じょうしょう おさ しょう やくだ 上 昇 を抑え、 省 エネに役立ちます。

たいちょう じゅうぶん き 暑い日が続いていますので、みなさん体調に十分気をつけ てください。

~マイナンバーカードについて~

○マイナンバーとは

にほんこくない ぜんじゅうみん してい つうち

・日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。

Oマイナンバーカードとは

しんせい こうふ かおじゃしん い

マイナンバーの通知後、申請により交付される顔写真入りのカードです。





Oマイナポータルとは

しこううんよう かいし りょうじょうきょう ぎょうせいき かん

- 7月18日から試行運用が開始されています。 行 政機関などでの自分の情報の利用 状 況 や情 じたい かくにん 報自体の確認、行政機関などからのお知らせの確認ができます。
- パソコン、マイナンバーカード、ICカードリーダライタがあれば利用できます。 かでんりょうはんてん すうせんえん ※ICカードリーダライタは、家電量販店等で数千円で購入できます。



I Cカードリーダライタ

だいりにんせってい

〇代理人設定について

とうろく ていきょう 7) きろく

• マイナポータルで代理人を登録すると、被代理人の情報提供の記録を見ること ができるようになります。 さいだい ゆうこう かいじょ



被代理人 (利田者)

登録日から最大2年間有効です。登録の解除はいつでも行うことができます。 被代理人と代理人のどちらからでも解除することができます。

ぎゃくたいなど DV·虐待等の被害者で、加害者から逃げておられる方は、マイナンバーカードを利 用することで、加害者に情報が伝わる恐れがあるため、御注意ください。



どのような時に加害者に情報が伝わってしまうことがあるの?

- ①マイナンバーカードを加害者のもとに置いたまま避難している場合。
- ②加害者を代理人設定している場合。

①や②に該当する場合、行政機関において各種手続きを行う際、注意が必要ですので、人権推 進室へお申し出ください。



加害者に情報を知られたくないけれど、どうすればいいの?

さい

- ①マイナンバーカードの停止やマイナンバーカードの再交付の手続き、必要に応じてマイナンバー ^^こっ の変更手続きをすることができます。
- ② マイナポータルでのアカウントの削除、代理人設定の解除ができます。

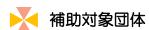
まずは、人権推進室に御相談ください。マイナンバーカードは作成していないが通知カードを 加害者のもとに置いてきてしまった、不安がある、そのような場合も御相談ください。

かつやくおうえんじぎょう ほ じ ょきんせ い ど しんせつ

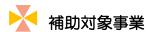
福知山市女性活躍応援事業補助金制度(新設)のお知らせ

福知山市では、女性が地域や職場においてその個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進するため、福知山市において女性の活躍の推進を図る事業を行う団体に対し、その事業に係る経費を一部助成する制度を新設しました。





福知山市内において女性の活躍を推進するための事業を実施する民間団体のうち、「京都府女性活躍応援事業補助金」に採択された団体



【職場】職場における女性の活躍の推進を図るための事業

<事業例>

- ・フレックスタイム制度、在宅勤務制度等の導入
- しゃいん
 さいよう
 かんりしょく
 とうようかくだい

 ・女性社員の採用、管理 職 の登用拡大
- であるきょうせいで ・環境整備(トイレ・更衣室など女性社員の採用・登用促進に係るもの)

※12月27日(水)まで京都府で募集中です。

【地域】地域における女性の活躍の推進を図るための事業

※5月31日(水)で京都府の募集が終了しました。

補助率・補助上限

京都府女性活躍応援事業補助金の補助対象経費のうち、自己負担部分の3分の2以内

【地域】11万1千円(上限)

【職場】16万6千円(上限)

9月~10月イベントなどのお知らせ

きぎょうけいはつ

はばたき企業啓発セミナー

マタハラ・パタハラの起こらない職場づくりに向けて

こようきかいきんとうほう いくじ かいごきゅうぎょう かいせい 男女雇用機会均等法、育児・介護 休 業 法が改正され、平成29年1月から妊娠・出産・ ぼうしそち こう じぎょうぬし ぎ む づ 育児休業等に関するハラスメントについても、防止措置を講じることが事業主に義務付けられ ています。マタニティハラスメント、パタニティハラスメントについて一緒に学びましょう。



ご ご じ 日にち: 9月15日(金)午後1時30分~3時

所:ハピネスふくちやま3階 会議室1

すがはら さちこ

講 師:菅原 幸子さん

ろうどうきょうかい しゅうぎょうし え んせんもんいん いっぱんざいだんほうじん (一般財団法人女性労働協会女性就業支援専門員)

参加:無料。予約不要。

きょうりょく ぜんこくてんかい 協力:女性就業支援全国展開事業

こうえんないよう ~講演内容~

ぼせ いけんこうかん り 〇母性健康管理とは ふくしょくご

○マタハラ・パタハラとは ○妊娠から復職後までステージごとの取組ポイント

〇職場のマタハラ・パタハラ対策

女性相談(木曜日)

日にち:9月14日・28日、10月12日・26日

時間:午後1時~4時

※1人1時間、各日3人まで(要予約)

場所:男女共同参画センター

女性弁護士による女性法律相談(水曜日)

日にち:9月20日、10月18日

時間:午後1時~4時

※1人45分、各日4人まで(要予約)

場所:男女共同参画センター

※原則1人1回。

男性のための電話相談(火曜日)

日にち:10月10日

時間:午後5時30分~7時30分

※1枠30分(要予約)

場所:男女共同参画センター

男女がともに考えるはばたきセミナー

日にち:9月11日(月)時間:午前10時~11時30分

テーマ: 笑いヨガとわいわいトーク

場 所: 夜久野子育て支援センター

講 師:CHUートレイン

持ち物:バスタオル、飲み物



お問い合わせ・申し込み先

福知山市市民人権環境部人権推進室・男女共同参画センター 〒620-0035福知山市字内記100番地ハピネスふくちやま3階

TEL 0773-24-7022 FAX 0773-23-6537



はばたき

NO.10 AMEN RA #2 平成29年11月

じ どうぎゃくたいぼう し すいしんげっかん

11月は児童虐待防止推進月間

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

まれている。 せいべつ かがいしゃ ひがいしゃ あいだがら と けっ ゆる 暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

この機会に児童虐待防止や女性に対する暴力の防止について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。



最近よく聞く「リベンジポルノ」って?

きかい

しべンジポルノとは、恋人や配偶者との関係が終わってしまった人が、嫌がらせで、相手の 裸 の できる しょう りゅうしゅつ しょう りゅうしゅつ 画像など、わいせつな画像や動画などをネット 上 に 流 出 させることです。 しょう しゃしん のそ

※第三者に見られる前提のアダルトビデオやグラビア写真などは除きます。

リベンジポルノって何が危険なの?



じっさい かいじょう

削除までに実際3日以上かかります。

いっかつ ようせい ひつよう てつづ

一括削除できないので、1つ1つ削除要請が必要です。削除手続きをしている間に拡散します。 拡散自体を禁止する法律はありません。

たいしょう

◇わいせつ画像だけが対象

るくおん こえ ぶんしょう ない ない ない ひょうしゃ ぶんしょう 録音した声やキスをしている写真、愛し合ったことを描写した文章は対象ではありません。

たんじゅん しょ じ ひがいぼうしほう

◇単 純所持はリベンジポルノ被害防止法の対象外

けいさい はいしん はんざい とうさつ せっとう ネットで掲載・配信してはじめて犯罪となります。※ただし、盗撮や窃盗、児童ポルノは犯罪 です。

がいこく こじん けいさい

◇外国のサイトに掲載されると個人での対応が困難

にほん ほうりつ 外国のサイトに掲載されると、日本の法律が適用されず、外国語で対応しないといけません。

◇恋人や元恋人はそんなことしないから大丈夫……?

悪意がなくても、恋人や元恋人のスマートフォンやパソコンがウイルスに感染して流出するこ とがあります。1度流出すると、半永久的にネットに掲載されてしまいます。家族や近所の人、 勤務先の人も見ることになるかもしれません。

被害にあわないためには、どうしたらいいの?

◇撮らない

◇送らない

◇撮らせない







恋人のいない子どもは大丈夫?

SNSなどネットでの犯罪被害が過去最多です。

平成28年に、SNSなどネットを通じて児童買春 や児童ポルノ等の犯罪被害にあった子 どもは1,736人!また、自分で自分の裸の写真を撮って送信させられる被害にあった子ど

かいしゅん

もは480人もいます。 子どもだから被害にあわない、ということはありません。ネット上での出会いには細心の ちゅうい

注意が必要です。 けいさつちょう もんぶかがくしょう なつやす

(参考:警察庁・文部科学省「夏休みを迎える君たちへ~ネットには危険もいっぱい~」)

ーネットの危険性やリベンジポルノについてもっと知りたい!

女性に対する暴力をなくす運動期間のイベントのお知らせ

男女がともに考える「はばたきセミナー」第3講座・インターネットと人権に関する府民講座

インターネットが生活の一部になり、多くの人がインターネットを利用できる環境にある中で、あなたやあなたの周囲の人がいつリベンジポルノの被害にあってもおかしくありません。

インターネットの危険性やリベンジポルノについて知り、それらから身を守る方法を学びま

しょう。

けってて じ ぶん日 時:11月20日(月)午後7時~8時30分

会場:男女共同参画センター 会議室1

テーマ:インターネットが及ぼす危険性

~リベンジポルノから身を守るには~

はしとみ やすなり きょうとふりつだいがく いんきょうじゅ 講 師:吉冨 康成さん(京都府立大学大学院教授)



女性に対する暴力をなくすための展示

日にち:11月12日(日)~25日(土)

場 所:図書館中央館

ハピネスふくちやま1階

男女共同参画センター

展示:パープルリボンの木、女性に対する

暴力をなくすためのメッセージなど

女性相談(木曜日)

日にち:11月2日・16日・30日

時間:午後1時~4時

場所:男女共同参画センター

※1人1時間、各日3人まで(要予約)

性別にこだわらない相談(木曜日)

日にち:11月16日

時間:午後1時~4時

場所:男女共同参画センター

※1人1時間、各日3人まで(要予約)

がいとうけいはつ

日にち:11月14日(火)

時 間:午前10時30分~11時

場 所:イオン福知山店

女性が自ら被害に気づき、安心してまわりの人に相談できる環境づくりと、女性に対する暴力を容認しない社会の実現のために街頭啓発を実施します。

女性弁護士による女性法律相談(水曜日)

日にち:11月15日

時間:午後1時~4時

場所:男女共同参画センター

※1人45分、各日4人まで(要予約)

※原則1人1回。

男性のための電話相談(水曜日)

日にち:11月29日

時 間:午後5時30分~7時30分

※1人30分、各日4人まで(要予約)

※パープルリボンについて 🗡



パープルリボンは「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルマークとして使われています。
しゅし さんどう ひょうめい
パープルリボンを身につけることで、運動の趣旨への賛同を表明することができます。

講師:菅原 幸子さん(一般財団法人女性労働協会 女性就業支援専門員)

マタニティハラスメント、パタニティハラスメント(男性社員の育休取得や、育児のための たんじかんきんむ さまた こうい げんどう げんじょう どりくみ にんしん しゅっさん き ささ ほうせいと 短時間勤務などを妨げる行為や言動)の現状や防止のための取組、妊娠・出産期を支える法制度について学びました。

だれ はたら かんきょう つく

誰もが 働 きやすい職場環 境を作るために、まずはマタハラ、パタハラ防止からはじめましょう。

<参加者の感想>

・お互い様の精神を持ち、出産や育児は一人の問題ではないことをみんなが理解することが大切だと思いました。



お知らせ1 改正育児・介護休業法が10月1日から施行されました。

(まいくしょ) はい かのう (保育所に入れない場合など、2歳まで育児休業が取得可能に きゅうふきん

育児休業給付金の給付期間を延長した場合は、2歳までとなります。

→ 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

まます。 まっとうしゃ はいくうしゃ まいくうしゃ ま業主は、労働者やその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合等に、個別に制度を周知するように努力義務が規定されました。

もくてききゅうか どうにゅうそくしん 育児目的休暇制度の導入促進

事業主は、小学校就学に達するまでの子どもを養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が規定されました。

育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省HPを御覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

お知らせ2 福知山市消防団 ふくちやまファイヤーエンジェルスさんが京都府あけぼ ひょうしょう じゅ ひょうしき ようす じかい の賞を受賞されました。(表彰式の様子等を次回の情報紙でお知らせいたします。)

お問い合わせ・申し込み先

福知山市市民人権環境部人権推進室・男女共同参画センター 〒620-0035 福知山市字内記100番地八ピネスふくちやま3階 TEL 0773-24-7022、FAX 0773-23-6537

はばた



~ふくちやまファイヤーエンジェルスさんが京都府あけぼの賞を受賞されました~

ぼうかぼうさいかつどう たい こうせき ひょうか 地域に密 着 したこれまでの防火防災活動に対する功績を評価され、この度の受賞となりました!

ファイヤーガード隊

よ ぼうしゅうかん がいとうこうほう がっこう 火災予防 週 間における街頭広報や学校などにおけ きゅうきゅうしどう じっし えがお たいせつ

る 救 急 指導を実施。ふれあいと笑顔を大切にしなが

ら活動されています。

カラーガード隊

えんぎ しょうぼうだん

フラッグ演技で消防団を PR するとともに、 あんぜん あんしん

安全・安心の大切さを伝える活動をされています。

しゃかい そうぞう かくぶんや せんくてき

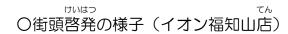
※京都府あけぼの賞とは、男女共同参画による豊かな地域社会の創造に向けて、各分野の先駆的 活躍で特に功績の著しい女性やグループに授与されるものです。

> ぼうりょく うんどう ほうこく

~女性に対する暴力をなくす運動の報告~

ひ がい き そうだん かんきょう ようにん 女性が 自 らの被害に気づき、安心して相談できる環 境 づくりと女性に対する暴力を容認しない じつげん 社会の実現のため、毎年11月12日から25日を女性に対する暴力をなくす運動期間としていま ぜんこくか くち しゅうちゅうてき けいはつ す。その期間に合わせて、全国各地で集中的な啓発活動が行われ、本市においても、展示や街頭 じっし 啓発を実施しました。

○展示の様子







としょかんちゅうおうかん ほけんふくし 図書館中央館、中央保健福祉セ ンター、男女共同参画センターの 3箇所で展示を実施しました。



○男女がともに 考 える「はばたきセミナー」第 3講座

き けんせい まも ほうほう インターネットが及ぼす危険性とリベンジポルノから身を守る方法について学びました。 さんかしゃ かんそう いちぶばっすい 参加者の感想(一部抜粋)

☆いろいろな情報を知ったり、 勉 強 したりすることが じんけんしんがい たいせつ 大切だと思いました。いろいろな人権侵害にまず関心を だいじ

持つことが大事だと思います。

けんぽう ほうりつ かいせつ じったい はばひろ ☆憲法や法律の解説から実態まで、幅広く説明していた だき、分かりやすかったです。







さまざまな人権問題について 考えてみませんか

ヘイトスピーチ、許さない

ヘイトスピーチ解消のため の法律が施行されました

平成28年6月3日に、外国人に対する差別ではなる。 ではなどのかいとう 的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に 対する不当な差別的言動の解消に向けた取組 の推進に関する法律」が施行されました。



「ヘイトスピーチ」という言葉を知っていますか?

ニュースなどで、在日韓国・朝鮮人の方たちに対して「日本から出て行け」 などと暴言を発しながら行進する光景をご覧になった方もいるのではないで しょうか。

ヘイトスピーチは、社会に偏見や差別を広げ、人の尊厳を破壊し、時には心 身を害するほどの言葉の暴力であり、極めて深刻な人権問題です。

ヘイトスピーチは決して許されません。

みんなで、お互いの人権を尊重しあう社会を共に築いていきましょう。

12月10日~

12月16日は

きたちょうせんじん けん しんがい もんだい

「北朝鮮人権侵害問題 啓発週間」

平成18年、国は12月10日 ~16日を「北朝鮮人権侵害問題 啓発週間」と定めました。

拉致問題をはじめとした北朝鮮 とうきょく 当局による人権侵害問題は、国際 社会を挙げて取り組むべき課題と されており、この問題について関心 と認識を深めることが重要です。

12月4日~10日は

「人権週間」

1948年12月10日、国際連合 そうかい せかい せんげん さいだく の総会で、「世界人権宣言」が採択 されました。それを記念に、1950 年から、毎年12月10日を「世界 人権デー」と定めています。

また、「世界人権デー」を最終日 とする1週間(12月4日~10日) を「人権週間」として、人権に関す るさまざまな啓発活動を行ってい ます。

人にいちばん近いまちづくり人権講演会を開催します

12月の人権週間推進事業として、人権尊重について考えていただくため、開催 します。ぜひご参加ください。

- 〇と き/平成29年12月6日(水) 午後7時~9時
- 〇ところ/福知山市民ホール(ハピネスふくちやま4階)
- の内容
- く第1部>人権擁護委員による活動報告
- <第2部>人権講演会

「これからの人権教育・啓発の課題

~部落問題をどう語り、伝えていくのか~」 こうし いしもと きょひで かんさいだいがくきょうじゅ 講師 / 石元 清英さん (関西大学教 授)

- 〇定員/350人(当日先着順)
- 入 場 /無 料 予約不要
- ○その他/保育ルーム・要約筆記・手話通訳・磁気ループ
 - * 赤外線補 聴 システムを 準 備しています。
 - ■人権推進室(TEL24-7022 FAX23-6537)

12月~2月イベントなどのお知らせ

※実施場所は男女共同参画センター(市役所隣)

女性相談(木曜日)無料

日にち:12月14日、1月11日、

2月15日

時間:午後1時~4時

※1人1時間、各日3人まで(要予約)

女性弁護士による女性法律相談(水曜日)無料

日にち:1月17日

時 間:午後1時~4時

※1人45分、各日4人まで(要予約)

※原則1人1回。

男性のための電話相談(木曜日)無料

「こんなこと格好悪くて誰にも言えない。」と相談できずに1人で悩んでいませんか?普段なかなか言葉にできないあなたの気持ちを、男性臨床心理士がお聴きします。

日にち:1月25日 時間:午後5時30分~7時30分※1枠30分、要予約(当日予約可)

🔯 はばたきフェスティバル期間事業 🔯

~第20回はばたきフェスティバル~

誰もが輝ける社会の実現のために~ともに広げよう、男女共同参画の輪~

日にち:1月21日(日)午前10時~3時30分

全体会:ジェンダー平等に向けた30年の歩み:日本とネパール

イベント:バザーや手作りコーナー、男性の料理教室、ワークショップなどを開催します。

※詳しくは、福知山市 HP を御覧ください。

~男女がともに考えるはばたきセミナー・はばたきネットワーク学習会~

日にち:2月7日(水)【午前の部】午前10時~正午【午後の部】午後1時30分~3時30分

テーマ:誰もが安心できる避難所づくり体験~男女共同参画の視点から防災を考えよう~

講師:京都府男女共同参画センター らら京都

参加:無料。1月24日(水)までにお申し込みください。※保育ルームあります。

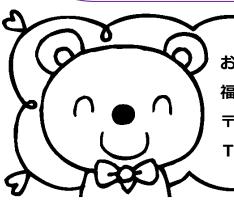
~はばたき企業啓発セミナー~

日にち:2月8日(木)午後1時30分~3時30分

講師:幸田 英二さん(人権ワークショップ研究会 代表)

テーマ:誰もが働きやすい職場とは?~職場での人権研修のススメ方~

参加:無料。予約不要。※保育を希望される方は1月25日(木)までにお申込ください。



お問い合わせ・申し込み先

福知山市市民人権環境部人権推進室・男女共同参画センター

〒620-0035 福知山市字内記100番地八ピネスふくちやま3階

TEL 0773-24-7022, FAX 0773-23-6537

